年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 45 件

国民年金関係 18件

厚生年金関係 27 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 60 件

国民年金関係 31 件

厚生年金関係 29 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から39年6月まで

② 昭和53年1月から同年3月まで

③ 昭和53年10月から同年12月まで

私は、昭和51年7月ごろ国民年金に加入して以降、夫が国民年金保険料をきちんと納付してきたはずなのに申立期間②及び③が未納とされていることは納得できない。また、平成5年に保険料を特例納付できることを知り、夫に未納であった保険料3年分を一括して特例納付してもらった。記録では昭和36年7月から37年6月までの期間は納付済みとなっているが、申立期間①が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、それぞれ3か月と短期間である上、申立 人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和51 年7月ごろに払い出され、同時期、国民年金の加入手続が行われたものと 推認できることから、当該期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であ り、申立期間②及び③の前後の期間の保険料は納付済みであることから、 当該期間の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間③については、被保険者台帳により、「徴収決定外誤納」の記載が確認できるところ、当該期間に係る還付、還付通知の送付日等の記載は無く、還付整理簿は保存されておらず、当該期間の保険料が還付された形跡は見当たらない。

一方、申立期間①については、申立人は平成5年に特例納付を行うことができることを知り、申立人の夫が保険料3年分を一括して納付したと主

張するところ、平成5年は特例納付制度は実施されていないことから、申立人の夫が申立期間①の保険料を特例納付できたとは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払 い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から63年3月まで

私は、昭和39年に国民年金に加入して以降、自分で管理し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時、A市からB郡C町に転居したが、申立期間の保険料を口座振替により納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と短期間である上、申立人は、20 歳から国民年金に加入して以降、60 歳に到達するまで、申立期間を除き国民年金保険料を完納していることから、申立人の国民年金に対する理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、オンライン記録により昭和63年8月に過年度納付書が作成されていることが確認でき、作成時点において申立期間は過年度納付が可能な期間である上、申立人は、申立期間直後の昭和63年度の保険料のうち半年分を同年8月に現年度納付していることが確認できるから、申立人は申立期間の保険料について現年度分の保険料と併せて過年度納付したと考えても特段不自然ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月の国民年金保険料については、納付していたもの と認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月

私は、昭和44年1月25日付けで当時厚生年金保険に加入していた事業所を退職し、国民年金への切替手続を行った。厚生年金保険加入期間を除き20歳から60歳までの40年間欠かさず国民年金保険料を納付したのに、国民年金の資格取得日が同年2月1日とされたため1か月間の空白が生じ、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和44年1月26日であるところ、国民年金被保険者台帳及び申立人の所持する国民年金手帳には、同年2月1日に国民年金の資格を取得したことが記載され、申立期間は国民年金に未加入の期間とされているが、申立人は、申立期間は婚姻前であり、国民年金の強制加入となるべき期間であることから、申立人が国民年金の資格取得日を同年2月1日として手続を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間を除き20歳になった昭和42年*月から60歳に到達するまで厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料を完納していることから、申立人の国民年金に対する理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は昭和43年7月から厚生年金保険に加入しているところ、同年7月の国民年金保険料を納付したことにより、当該保険料の還付決議が平成19年3月に行われていることが確認でき、当該保険料が約40年間国庫歳入金として扱われていたことを踏まえると、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から44年2月まで

② 昭和45年1月から同年3月まで

私が20歳になったとき、母が、当時学生であった私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。大学卒業後、家業を継ぐため就職し、その後、家業に就いてからは再び国民年金に切り替えて、母が保険料を納付してくれた。申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳及び国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和45年12月16日に国民年金の加入手続を行い、44年3月31日にさかのぼって被保険者資格を取得したとして国民年金手帳の交付を受けていることが確認できることから、申立期間②については、加入時点において国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、国民年金制度発足時から60歳までの保険料はすべて納付済みとなっていることから、申立人の母が当該期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間①については、国民年金の被保険者資格を取得する以前の期間であり、国民年金に未加入の期間であることから、制度上、保険料を納付できない期間である上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料の納付状況について確認することができな

い。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 45 年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和53年12月ごろA市に転居した際、住民票の転入届と一緒に国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、信用金庫の夫の預金口座からの口座振替で納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、 昭和53年12月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料 の納付に特段の困難性は無い。

また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録において、申立人は、昭和53年12月から61年3月までの期間、国民年金の任意加入者と記録されており、当該期間のうち申立期間を除く保険料はすべて納付済みとなっていることから、保険料の納付意識は高かったものと推認され、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、勤めていた会社を昭和50年5月に退職し、52年4月にA(職種)として正式採用されるまでの間、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料については、B県C市役所が発行した「国民年金保険料納付状況証明書」で納付済みとなっているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和50年6月ごろに払い出されたと推認でき、申立期間は現年度納付が可能である上、12か月と短期間である。

また、申立人が所持するC市発行の「国民年金保険料納付状況証明書」(昭和52年3月23日付け)には、「定額保険料納付状況」欄に50年6月から52年3月までの期間は「納付」と記載されていることが確認できる上、当該証明書の記載内容に不自然な点は見当たらず、当時C市役所において作成されたものと認められることから、申立期間については記載どおりの納付状況であったものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から54年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から54年3月まで

私は、昭和54年5月又は同年6月ごろ、母から国民年金の話を聞き、A市役所(現在は、B市C区役所)において国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、加入時に市役所で納付書を作成してもらい、市役所内の銀行で納付し、申立期間の保険料については市内の銀行で納付した。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和54年6月ごろに払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったと推認できることから、加入時点において、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間は5か月と短期間である上、申立人は申立期間以降、国 民年金と厚生年金保険との切替手続及び第3号被保険者への種別変更手続 も適切に行っており、国民年金の加入期間においては保険料をすべて納付 していることからも、保険料の納付意識の高さが認められる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続の際、その場で納付書の作成を依頼したと述べているところ、A市では加入手続の際、国民年金担当窓口において納付書を作成し、交付することは可能であったことから、国民年金の加入手続時に交付された納付書により、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年 金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで

② 平成3年1月から5年2月まで

私は、国民年金の制度のことを友人に教えてもらい昭和41年12月にはじめて国民年金に任意加入してから、60歳まで継続して加入し国民年金保険料を納付していたのに、申立期間①が未納とされている。また、60歳目前にA市役所に行き、60歳以降も5年間は任意加入できることを聞いたので、その場で任意加入の手続を行い、保険料を納付していたのに申立期間②が未加入とされている。これらのことから、申立期間①及び②について納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6か月と短期間であり、任意加入期間である申立期間①の前後の国民年金保険料は長期間納付済みとなっている上、申立期間①を除き未納は無く、付加保険料を納付していることなどから保険料の納付意識の高さが認められ、申立期間①の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は 60 歳到達前にA市役所で 60 歳以降も5年間任意加入できることを聞き、その場で任意加入の申出を行い、保険料を納付したと主張しているところ、60 歳の資格喪失前に任意加入被保険者の資格を取得することは考え難い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年4月まで 私の申立期間の国民年金保険料は、昭和47年1月に夫が5か月分をま とめて納付したはずであり、国民年金手帳にも検認印が押されている。 しかし、社会保険事務所(当時)から、この期間の保険料は既に還付し たとの連絡があったが、受け取った記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の昭和46年度検認記録欄には、申立期間のうち昭和46年12月から47年3月までについて、A町の検認印が確認できるところ、同町の保管する被保険者名簿及び特殊台帳には、申立期間はいずれも納付済みと記録されている。

また、オンライン記録によれば、昭和61年8月14日に申立期間の国民年金保険料の還付記録があるが、還付期間が誤っている上、申立人は申立期間において国内に居住し、他制度の被保険者でも無く、保険料を納付しているにもかかわらず被保険者資格を取り消し、未加入の期間として保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

さらに、当該還付決議に近接する昭和61年7月4日に、申立人の被保険者資格が46年12月1日強制取得から47年7月1日任意取得に訂正されたことにより、申立期間は国民年金に未加入の期間となり、還付理由が誤適用者と記録されているが、申立人は45年1月に任意で資格取得し、61年3月まで保険料をすべて納付しており、この間、被保険者資格は申立期間を除きすべて任意加入であり、申立人が申立期間のみ任意加入対象であったことを理由に保険料の還付申出を行ったとも考え難い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

私は、昭和61年3月に大学卒業後、非常勤として勤務していたが、同年7月に採用試験を控えていたので、母が同年4月ごろA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。同年4月に加入手続をして同年10月から保険料を納付するとは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金記号番号は、昭和61年8月11日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出されており、同年10月の国民年金保険料が同月に納付されていることが確認できることから、申立人の加入手続は同年8月から同年10月の間に行われたと考えられ、この時点で、申立期間は現年度保険料で納付することが可能である。

また、申立期間は加入手続当初の6か月と短期間である上、申立期間後の保険料は、納付期限内に現年度保険料で納付していることから、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年6月まで

私は、昭和60年4月20日に会社を退職後、すぐにA市役所本庁へ年金 手帳を持って国民年金の加入手続に行き、国民年金保険料の口座引落し を担当職員に申し出たところ、「口座引落しの手続には時間がかかる。」 と言われたので、口座引落しが間に合わない申立期間の保険料は同市役 所の窓口で納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、 申立人の国民年金の加入手続は、昭和60年7月ごろに行われたと推認でき、 申立期間の国民年金保険料は現年度保険料で納付できる期間である上、申 立期間は加入手続当初の3か月と短期間である。

また、オンライン記録によれば、昭和60年7月から保険料の口座引落しを行った形跡がうかがえることから、申立人の主張どおり、加入手続を行った際、保険料の口座引落しの手続を行い、申立期間の保険料はA市役所の窓口で納付したと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和48年ごろA市B地区に居住していたとき、地域の女性集金人の訪問を受け、一回目のときは国民年金の加入は国民の義務だとの説明を受け、二回目のときには夫婦二人分の数か月分の国民年金保険料を同集金人に 遡って納付したのに、申立期間が夫婦二人共に未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、A市の集金 人による国民年金の加入勧奨及び国民年金保険料の納付勧奨を受け、これ に応じたと主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号(夫 婦連番)の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人夫婦は昭和 49年2月上旬に加入手続を行ったと推認でき、申立期間は申立人の主張ど おり保険料の納付が可能な期間である。

また、申立期間は加入手続当初の3か月と短期間であり、申立人夫婦は申立期間後60歳で被保険者資格を喪失するまで、保険料をすべて納付していることを勘案すると、申立期間の保険料は納付していたと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和48年ごろA市B地区に居住していたとき、地域の女性集金人の訪問を受け、一回目のときは国民年金の加入は国民の義務だとの説明を受け、二回目のときには夫婦二人分の数か月分の国民年金保険料を同集金人に 遡 って納付したのに、申立期間が夫婦二人とも未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、A市の集金人による 国民年金の加入勧奨及び国民年金保険料の納付勧奨を受け、これに応じた と主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号(夫婦連番) の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人夫婦は昭和49年2月 上旬に加入手続を行ったと推認でき、申立期間は申立人の主張どおり保険 料の納付が可能な期間である。

また、申立期間は加入手続当初の3か月と短期間であり、申立人夫婦は申立期間後60歳で被保険者資格を喪失するまで、保険料をすべて納付していることを勘案すると、申立期間の保険料は納付していたと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年9月までの期間及び62年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から45年6月まで

② 昭和46年2月

③ 昭和47年2月から同年3月まで

④ 昭和47年5月から49年3月まで

⑤ 昭和49年7月から50年9月まで

⑥ 昭和50年12月から60年10月まで

⑦ 昭和62年11月

⑧ 昭和63年4月から同年6月まで

私は、A社会保険事務所(当時)から、国民年金保険料を納付しないと将来年金を受給することができないと連絡を受けたので、昭和50年ごろB区役所で国民年金の加入手続を行い、未納分の保険料を現金でまとめて納付した。その後は、納付書に現金を添えて同社会保険事務所等で納付したのに申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和49年9月ごろに払い出されていることが確認でき、国民年金に加入時点で申立期間⑤の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、加入当初の当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難く、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間⑦は1か月と短期間であり、当該期間の前後の期間は納付済みである上、申立人の妻は、申立期間⑤及び⑦の保険料を納付済みであることから、申立人の当該期間の保険料については、申立人の妻

と同様に納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間①、②、③、④及び⑥は、オンライン記録により、平成 20 年 9 月 1 日に申立人の厚生年金保険の加入期間と国民年金の加入期間との記録統合が行われたことにより判明した国民年金に未加入の期間であることから、この時点では、当該期間の保険料は時効により納付することはできない上、特例納付制度実施期間外であるため特例納付することもできない。

また、申立期間®については、一緒に納付したとする申立人の妻も未納となっている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が当該期間の保険料を納付していたこと示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付して いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年9月までの期間及び62年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から同年11月まで

私は、留学するため会社を辞め、平成4年7月にA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、C銀行D支店の口座振替で国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する「平成4年度国民年金保険料未納通知書兼領収書」によると、平成4年12月16日にC銀行で同年4月から同年7月までの保険料を納付していることが確認できる上、「平成4年度国民年金保険料納付証明書」によると、平成4年7月及び同年12月から5年3月までの保険料が口座振替により納付されていることが確認できる。

また、申立人は、平成4年4月から同年6月まで厚生年金保険の被保険者期間であるため、国民年金保険料を納付できない期間であり、かつ同年7月分の国民年金保険料は重複納付していることから、同年4月から同年7月までの保険料は還付すべきであるところ、保険料を還付した事実は確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は平成4年8月ごろに行われ、国民年金被保険者資格を同年7月1日に取得したと推認できるところ、B市から同年12月11日付けで同年4月から同年7月までの国民年金保険料の納付書が誤って発行されている上、申立期間が未加入とされた資格喪失の処理が同市において同年12月に同年8月25日に 遡って行われるなど、行政側の事務処理に不手際が見受けられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び57年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで

② 昭和57年10月から58年3月まで

私は、A市役所で夫婦同時に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、私だけ申立期間が未納とされ、保険料を追納した申立期間②が免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和50年12月に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳になった38年*月に 遡って資格を取得したことが推認でき、この時点において、申立期間①は国民年金保険料の過年度納付が可能である。

また、オンライン記録において、申立期間前後の夫婦の国民年金の納付 状況は同じであり、夫婦二人分を納付していたとの申立人の主張と一致し、 申立期間①については申立人の夫は納付済みである上、12 か月と短期間で あることを踏まえると、申立人は申立期間①の保険料を納付していたと考 えるのが自然である。また、申立期間②についても、申立人の夫は免除期 間の保険料を追納している上、6 か月と短期間であることを踏まえると、 申立人は申立期間②の保険料を追納していたと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和52年に国民年金に任意加入して以降、ずっと国民年金保険料を納付してきたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金の被保険者資格を喪失するまで未納及び未加入の期間は無く、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は3か月と短期間であることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私は、大学卒業後、就職せずにアルバイトをしながらA(作業)で糧を得られるように努めていた。私のことを心配した父が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてくれた。父が納付に行けないときは、私が金融機関に行き、納付書により保険料を納付したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号は、昭和63年2月3日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された番号の一つであり、前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続日は同年4月22日と推認でき、その時点において申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたと述べていることから、その父が加入当初である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難く、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

千葉厚生年金 事案 2845

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 6 月 21 日から同年 7 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年 6 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 7 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のA社における標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 7 月 1 日までの期間については 7 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月21日から同年7月15日まで

② 昭和 45 年 7 月 15 日から 46 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 7 月にA社に入社し、53 年 2 月に退職するまで継続して勤務したが、申立期間①はB区に所在した同社本社から同社C工場へ転勤したときであり、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。また、申立期間②は、標準報酬月額が実際に支給されていた給与の額より低くなっていると思う。申立期間及びその前後の給料明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された給料明細書の写し及び 複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し (昭和45年6月21日に同社D本社から同社C工場に異動)、申立期間 ①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが 認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、オンライン記録において、昭和 46 年7月から標準報酬月額が改定されているところ、給料明細書により同年7月から保険料控除額が変更されていることが確認でき、当該事業所は当月控除であると推認できることから、45 年6月の給料明細書により、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、F社では、申立期間①当時の関係資料の所在が不明であり、 これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事 務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連 資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の 特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月 額を改定または決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主 が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬額のそれぞ れに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月 額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間②のうち、昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 7 月 1 日までの期間については、給料明細書により、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

ただし、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、同社は、昭和 62 年 3 月 に裁判所により更生手続が終結している上、日本年金機構 E 事務センターは、その商標を取得して新たに設立された F 社 (現存) について、「現在の F 社の代表者が特例法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する事業主 (元役員) とは特定できない。」と回答している。

千葉厚生年金 事案 2846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を昭和44年2月1日、資格喪失日に係る記録を47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和44年2月から同年9月までは2万円、同年10月から45年9月までは2万4,000円、同年10月から46年9月までは2万6,000円、同年10月から47年4月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月1日から47年5月1日まで 私は、昭和44年2月から47年4月末まで正職員として、A農業協同 組合(現在は、B農業協同組合C支所)でD(担当)として勤務した。 この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB農業協同組合から提出された失業保険被保険 者資格取得確認通知書により、申立人は、申立期間にA農業協同組合に勤 務していることが確認できる。

また、A農業協同組合からE県農協役職員退職給与積立金管理組合あての職員退職給与金払戻請求書により、申立人が、職員としての勤続年数3年3か月をもって昭和47年4月30日に退職していることが確認できる上、B農業協同組合の人事部長は、「職員退職給与金払戻請求書における3年3か月の勤務期間は、正規職員としての雇用期間である。」、「正規職員は共済組合に加入させ、当然、掛金を給与から控除していたはずであ

る。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る農林漁業団体職員共済組合の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、失業保険資格取得確認通知書の賃金月額、職員退職給与金払戻請求書の算出基礎給及び元同僚の記録から、昭和44年2月から同年9月までは2万円、同年10月から45年9月までは2万6,000円、同年10月から47年4月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、農林漁業団体は、 掛金を納付したか否かについては不明としているが、農林漁業団体から申立人に係る共済組合員資格の取得届が提出された場合には、その後共済組合員資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても農林漁業団体職員共済組合が当該届を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、農林漁業団体から当該共済組合へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、農林漁業団体職員共済組合は、申立人に係る昭和44年2月から47年4月までの期間に係る掛金について納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(後にB社に名称変更。現在は、C社)D工場における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月31日から同年11月1日まで

② 昭和52年11月1日から53年8月1日まで

③ 昭和56年3月29日から同年4月1日まで

私は、昭和52年3月にA社D工場に入社し、56年3月末まで継続して勤務していた。申立期間①は、同社D工場から同社E営業所に転勤になったときであり、厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落していることは納得できない。また申立期間②は、同社E営業所に勤務したときの給与は、残業代が含まれていなくても11万くらいはあったと思うのに、標準報酬月額が12万6,000円から初任給より低い8万6,000円に減額されている。申立期間③は、同社D工場を退職したのは56年3月末なのに、資格喪失日が同年3月29日となっており、同年3月分の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及びC社の担当者の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社D工場から同社E営業所に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の詳細な供述から昭和52年11月1

日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社D工場に おける昭和 52 年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、12 万 6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人が昭和52年10月31日に資格を喪失した旨の記載があることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、A社E営業所は厚生年金保険適用上、同社本社であり、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時(昭和51年10月5日から53年9月11日まで)に被保険者資格を取得した140名を調査した結果、申立人を含めて3名が同社D工場から同社本社に異動しているところ、うち1名は申立人と同様に異動に際して標準報酬月額が減額されているが、ほかの1名は標準報酬月額に変動は無く、その取扱いの違いについては確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚3名は、A社本社及び同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社本社から同社D工場への異動に際して、標準報酬月額が減額されていることが確認できるところ、当該3名は、いずれも当時の状況を記憶しておらず、自身の記録が正しいか否かについて証言を得ることができない。

さらに、C社の担当者は、標準報酬月額が減額されていることについて、「異動による被保険者資格の再取得時に、残業代が含まれていない可能性があるが、当時の資料が無いので詳細は不明である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、元同僚の証言により、申立人が申立期間③に B社D工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社から提出されたB社D工場に係る健康保険・厚生年金保

険被保険者資格喪失通知書により、申立人は、昭和56年3月29日に資格を喪失した旨の届出が行われていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和56年3月28日に同社を離職していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

千葉厚生年金 事案 2848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 26 年 12 月 20 日から 27 年 1 月 11 日までの期間及び 29 年 10 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社 (現在は、B社) における資格取得日に係る記録を 26 年 12 月 20 日に、資格喪失日に係る記録を 29 年 12 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 26 年 12 月は 7,000 円、29 年 10 月及び同年 11 月を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所(D区)における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月20日から27年1月11日まで

② 昭和29年10月30日から同年12月1日まで

③ 昭和31年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和26年3月26日にE市にあったA社に入社し、すぐに社長の指示でF(作業)を行ったが、27年の正月明けにA社に戻り勤務しており、給料もA社で受け取っていた。申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

また、昭和27年3月ごろから60年10月末日まで同社C営業所に勤務した。営業所の移転はあったが、継続して勤務しており、申立期間②及び③の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社及びその関連会社であるG社に係る閉鎖登記簿謄本及び両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、申立人は、A社及びG社に継続して勤務し(昭和 26 年 12 月 20 日にG社からA社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 27 年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「当時の関係資料を保管しておらず、不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社本店から同社C営業所に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、申立人は、「昭和 27 年 3 月ごろA 社本店から同社C営業所に転勤した。」と主張しており、同社C営業所の元同僚も、「28 年 3 月に同社C営業所に入社し、同営業所に継続して勤務した。申立人とは一緒に勤務したことを記憶している。」と供述しているところ、A 社本店及び同社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び当該元同僚は、29 年 10 月 30 日まで同社本店で被保険者記録があり、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年 12 月 1 日に、当該事業所において資格を再取得していることが確認でき、申立人の厚生年金保険は、同社C営業所が適用事業所になるまでの間、同社本店において引き続き適用すべきであったと考えられることから、同年 12 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 29 年9月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か

については、B社は、「当時の関係資料を保管しておらず、不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を 社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関 連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③については、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和 31 年5月1日に同社C営業所からB社C営業所に異動)、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社C営業所は、昭和31年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、翌日の同年5月1日にD区からH区に所在地を変更し、新たに厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③においては適用事業所でなくなっているが、同社は法人の事業所である上、同年4月30日に資格を喪失した7名のうち、申立人を含めた6名は、同年5月1日に資格を再取得していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る昭和31年3月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「当時の関係資料を保管しておらず、不明である。」と回答しているが、事業主は、申立期間③において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 31 年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2849

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から同年12月1日まで 私は、昭和38年にA社に入社し、61年3月末日に退職するまで、継続して勤務していた。この間、在籍したことのない同社B工場(現在は、C社)に厚生年金保険の被保険者記録が2か月あることも不思議だが、その直前の1か月間の被保険者記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、昭和40年12月1日にD社B工場において資格を取得し、41年2月1日に資格を喪失していることが確認できるが、申立人は、「昭和38年3月にA社に入社し、その年の夏か秋から3年弱の期間、E営業所に勤務し、主にF(業務)を行い、41年ごろ本社に戻った。B工場には勤務していない。」と供述しており、複数の元同僚も、「申立人は一貫してF(業務)を担当し、一時、E営業所で勤務した以外は本社で勤務していた。E営業所の社員については、本社で厚生年金保険の事務を行っていた。」、「申立人が短期間退職したことは無い。」とそ

れぞれ供述している上、A社本社でF(業務)部門長であった元上司は、「申立人は、E営業所から本社に戻ったとき、私の部下になり、引き続き F(業務)を担当した。当時、F(業務)職の社員は全員厚生年金保険に加入していた。」と供述していることから、事業主は、申立人が同社E営業所においてF(業務)担当として勤務していた期間、同社本社及び同社 B工場において厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められ、申立人のA社における資格喪失日については、昭和40年12月1日とすることが妥当である。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 2850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月16日から7年1月5日まで 私は、B社に1日8時間労働のフルタイマーとして勤務していたが、 上司からA社に移籍するよう伝えられた。実際には、仕事の内容や勤務 場所が変わったわけではなく、申立期間にどちらの会社に所属していた か分からないが、所持している給与明細書によると厚生年金保険料が控 除されているので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はB社及び関連会社であるA社に継続して勤務し(B社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、異動日については、上記労働者名簿により平成6年12月16日とすることが妥当である。

なお、オンライン記録において、A社は、平成7年1月5日に厚生年金 保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所と なる前の期間であるが、上記元同僚は、「申立人と同時期に上司から移籍 を伝えられた。勤務場所が変わったわけではなかったので、申立人が、申 立期間にどちらの事業所に在籍していたかは定かではないが、継続して勤 務していたことは間違いない。」と供述していることから、申立期間において、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された平成7年1月の給与明細書により、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 申立期間においてA社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社 会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められること から、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ る。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年8月1日から同年11月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は18万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年11月30日から4年6月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年6月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人のB社における資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額は18万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで

② 平成3年11月30日から4年6月1日まで

③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

私は、申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社に勤務していた

が、この間の厚生年金保険の被保険者記録が間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録により、申立人が A社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間①の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月は18万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとされる旨の処理が行われたと推認できる4年8月26日付けで、申立人に係る3年8月から同年10月までの標準報酬月額の記録が10万4,000円に遭遇及して訂正されていることが確認でき、同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者についても同様の処理がされている。

さらに、申立期間②については、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとされる旨の処理が行われたと推認できる平成4年8月26日付けで、申立人の3年10月の定時決定の記録が取り消された上、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年11月30日として記録されていることが確認でき、ほかの者にも同様の処理がされているが、4年8月26日において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る上記標準報酬月額を減額する旨の処理及び平成3年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である4年6月1日であると認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月から4年5月までは18万円とすることが妥当である。

2 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立 期間にB社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが確認 できる。

また、オンライン記録によると、B社は、当初、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日に被保険者資格を喪失した複数の者の喪失処理年月日が同年10月28日であることから、当該事業所が適用事業所でなくなった旨の処理も同日に行われたと推認

でき、同日に、申立人の同年 10 月の定時決定の記録が取り消された上で、資格喪失日が同年 7月 31 日に遡及して訂正されており、ほかの者にも同様の処理がされていることが確認できる。

しかし、当該処理前の記録から、平成4年7月31日において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった処理をした日から判断して、平成4年10月28日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理が行われた平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び当該事業所において申立人と同様の処理をされている元同僚が所持する同年10月及び同年11月の給与支給明細書から判断すると、申立人は、当該期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、現在、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用 事業所ではなくなった日が平成4年7月31日から同年12月1日に訂正 されている。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所に当初届け出られた申立人の平成4年10月の標準報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理を同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年10月及び11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月15日、16年8月7日及び同年12月18日において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額の記録を、15年12月15日は40万円、16年8月7日は33万円、同年12月18日は35万円に訂正することが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月9日

- ② 平成15年12月15日
- ③ 平成16年8月7日
- ④ 平成16年12月18日

私の平成15年8月、同年12月、16年8月及び同年12月に支給された賞与額に比べ、年金記録の標準賞与額が低くなっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成15年12月15日、16年8月7日及び同年12月18日において、その主張する標準賞与額(15年12月15日は40万円、16年8月7日は33万円及び同年12月18日は35万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主が実際の賞与より低い標準賞与額を届けたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保 険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、平成 15 年 8 月 9 日支給の賞与明細書により、賞与額における厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準賞与額に見合った保険料控除額となっていることが確認でき、ほかに申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年9月1日から5年1月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月21日から4年7月26日まで

② 平成4年7月26日から同年9月1日まで

③ 平成4年9月1日から5年1月30日まで

④ 平成5年1月30日から同年8月18日まで

私は、平成3年5月から5年12月末日まで、A(地名)にあったB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は、C社、D社及びE社となっている。このうちC社はB社の関連会社であり、ほかの2社も、B社のオーナーの知り合いの会社ではないかと思う。私自身は、B社に継続して勤務し、約20万円の報酬をもらっていたので、申立期間①及び③の標準報酬月額が低くなっていること、並びに申立期間②及び④の期間が厚生年金保険の被保険者とされていないことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするB社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、申立人は、「健康保険証がほしいと会社に言った記憶がある。」と供述しているところ、申立人の被保険者記録は当該事業所の関連会社などで加入していることが確認できることから、B社では、社会保険に加入を希望する従業員については当該事業所の関連会社で加入させていたことがうかがえる。

申立期間③については、D社は、平成5年3月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その約2年後の7年3月3日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年9月

から同年12月までの期間について20万円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、D社の登記簿謄本により同社の役員ではないことが確認でき、申立人の供述からは社会保険事務に関与していなかったと推認できることから、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20万円に訂正することが必要である。

また、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②については、雇用保険の加入記録において、申立人のC社における離職日は平成4年7月25日であることが確認でき、離職日の翌日を被保険者資格喪失日とする厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

申立期間④については、オンライン記録において申立人のD社における資格喪失日は、当初から平成5年1月30日と届け出られていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び④について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月16日から同年9月11日までの期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)C支社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(同年6月16日)及び資格取得日(同年9月11日)に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月26日から同年4月2日までの期間及び同年8月21日から同年10月1日までの期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格喪失日に係る記録を同年4月2日に、資格取得日に係る記録を同年8月21日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年3月は7万2,000円、同年8月及び同年9月は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月16日から同年9月11日まで

② 昭和44年3月26日から同年4月2日まで

③ 昭和44年8月21日から同年10月1日まで

私は、昭和 39 年4月1日付けでA社にD(職種)として入社し、48 年8月に退職するまで継続して勤務した。出漁期間以外も、給与は定期 的に支払われており、船員保険料を控除されていた。申立期間について は、船員保険の被保険者とされていないことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、オンライン記録では、A社C支社において昭和39年4月27日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年6月16日に資格を喪失後、同年9月11日に同社において再度資格を取得しており、同年6月から同年8月までの申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、A社C支社で申立人と同じくD(職種)として勤務していた元同僚は、「D(職種)はE課に所属し、常勤だった。下船しているときも出勤していたし、月々の給与は支給されていた。」と供述している。また、申立人の所持する船員手帳の記録から、申立人は、申立期間①の前後において、A社が所有する船舶に乗船していることが確認できる上、上記元同僚は、「申立人は途中で辞めることなく、ずっとA社で働いていたと思う。」と供述しており、申立期間①において、申立人は、A社C支社に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、申立期間①について、申立人と同職種の上記元同僚の船員保 険の被保険者記録は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社C支社に継続して勤務し、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支社に おける昭和 39 年 5 月の社会保険事務所(当時)の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 6 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③については、船員手帳の記録及び元同僚の証言から 判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和 44 年 4 月 2 日に 同社C支社から同社E本社に異動、同年 8 月 21 日に同社E本社から同 社C支社に異動)、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から 控除されていたことが認められる。 また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和44年2月及び同年10月の社会保険事務所の記録から、申立期間②は7万2,000円、申立期間③は8万6,000円とすることが妥当である

なお、事業主が申立人の申立期間②及び③に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を 社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料 及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C社における資格取得日に係る記録を昭和 47 年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで 私は、昭和39年4月1日にA社に入社し、平成13年3月末に退職す るまで継続して勤務していた。昭和47年7月に同社D支店から同社C 社に転勤した際の、同年7月1日から同年8月1日までの1か月間の厚 生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社への照会結果及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、 A社に継続して勤務し(同社D支店から同社C社に異動)、申立期間に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ る。

なお、異動日については、申立人の供述から、昭和 47 年 7 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C社における 昭和47年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とす ることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年4月30日から同年9月1日までの期間について、申立人のA社(現在は、B社) C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

また、申立人は申立期間のうち、昭和 20 年 8 月 24 日から 21 年 5 月 1 日までの期間について、A社D工場に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同社D工場における資格喪失日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定の準用により、1 万円とすることが必要である。

さらに、申立人は申立期間のうち、昭和25年9月1日から同年11月1日までの期間について、A社E工場に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同社E工場における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月30日から同年9月1日まで

② 昭和20年8月24日から21年5月1日まで

③ 昭和25年9月1日から同年11月1日まで

私は、昭和 18 年 4 月 1 日に入社してから平成 2 年 10 月 20 日に退社するまで、A社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書、雇用保険の加入記録及び元同僚の証 言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和20年3月10日 にA社C工場から同社D工場に異動、25 年9月1日同社D工場から同社 E工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことが認められる。

一方、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の 記録とオンライン記録が一致しないなど、社会保険事務所(当時)におい て、申立人の記録が適切に管理されていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のいずれの期間も申立人は、A 社の各事業所に継続して勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認めら れることから、申立人の申立期間に係る資格喪失日及び資格取得日は、い ずれも有効なものとは認められない。

なお、申立期間①については、A社C工場における資格喪失日に係る記録を昭和 19 年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の同年9月の記録から、30 円とすること妥当である。

また、申立期間②については、A社D工場における資格喪失日に係る記録を昭和21年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、共に同期間勤務した元同僚が事務職で職種が異なり、標準報酬月額の認定が困難なことから、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律附則第3条の規定を準用し、1万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間③については、A社E工場における資格取得日に係る 記録を昭和 25 年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、 厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の同年 11 月の記録から、4,000 円 とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年3月31日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 28 年4月1日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C支社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和29年10月20日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社D支社における資格取得日に係る記録を同年10月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かは、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から22年7月1日まで

- ② 昭和22年7月1日から同年9月1日まで
- ③ 昭和28年3月31日から同年4月1日まで
- ④ 昭和28年4月1日から同年5月1日まで
- ⑤ 昭和29年10月20日から同年11月1日まで

私は、昭和 21 年 5 月 1 日から 62 年 6 月 30 日まで、A社にE(担当)として継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、B社から提出された在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社本社から同社C支社に異動)、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から、昭和 28 年4月1日と することが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情 は無く、事業主が資格喪失日を昭和 28 年4月1日として届け出たにも かかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月 31 日と誤って記録する ことは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日と して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険 料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を 行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険 料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間③の保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間④については、B社から提出された在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社本社から同社C支社に異動)、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から、昭和 28 年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA社C支社に係る社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間⑤について、B社から提出された在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社C社から同社D支社に異動)、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当時の同僚の証言により昭和 29 年 10 月 20 日とすることが妥当である。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人のA社D社に係る社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④及び⑤の厚生年金保険料を納

付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、 このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかで ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事 務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事 情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①及び②については、B社から提出された在籍証明書により、 申立人がA社F支社及び同社本社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社F支社及び同社本社は、昭和 22 年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び②は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、その払出簿により、A 社において昭和 22 年9月1日に払い出されていることが確認でき、申 立人は同日に初めて被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに申立人が氏名を挙げたA社F支社及び同社本社に係る元同僚は 死亡又は所在不明であることから、聞き取り調査を行うことができない 上、当該元同僚の厚生年金保険の加入記録を調査したところ、加入記録 が確認できた9名(F支社3名、本社6名)の厚生年金保険の被保険者 資格取得日は、いずれも両事業所が適用事業所となった昭和22年9月 1日以降となっている。

加えて、B社は、「保存期間経過のため、賃金台帳、源泉徴収票等は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和43年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月10日から同年9月1日まで 私は、昭和38年4月1日に入社して以降、平成11年5月末日までA 社に勤務したが、昭和43年8月10日から同年9月1日まで厚生年金保 険の加入記録が欠落している。当時は、同社B支店(現在は、同社C支 店)から同社本社に転勤した時期と思われるので、厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに事業主から提出された申立人の「D(書類)」及び社員カードから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和43年8月10日に同社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における申立人のA社本社での資格取得日(昭和 43 年9月1日)の標準報酬月額の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としているが、当該事業所から提出された健康保険厚生年金 保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が 43 年9月1日となっていることから、事業主は同日を資格取得日として 届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料につ いて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付 する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月10日から39年9月1日まで

② 昭和39年9月3日から42年6月1日まで

厚生年金保険被保険者記録に昭和42年10月20日支給と記録されている脱退手当金については、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本来、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以外の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、本人による申請が行われたとは考え難い。

また、A事業所(現在は、B社)の厚生年金保険被保険者名簿で申立人の資格喪失日前後2年以内に資格を喪失している女子被保険者 11 名について、脱退手当金の受給状況の調査をしたところ、資格喪失時に脱退手当金の受給資格を有していた者9名のうち脱退手当金を支給されたことになっている者は申立人1名のみであることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(22 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年6月1日まで 私は、A社の給与明細書によると、平成5年1月から6年5月まで、 標準報酬月額22万円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されて いるが、実際に記録されている標準報酬月額は8万円になっており、納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する 22 万円と記録されていたところ、平成 6 年 4 月 26 日付けで、5 年 1 月 1 日に 遡って 8 万円に引き下げられ、6 年 6 月 1 日まで継続していることが確認できる。

また、A社で経理を担当していた元同僚は、申立期間当時の同社の経営 実態について、「金額は分からないが、社会保険料の滞納があった。経営 が不振で、資金繰りに苦労していた。」と供述していることから、保険料 の滞納額減額のために、遡及訂正が行われたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録では、当該事業所において、申立人と同様に、 平成6年4月26日付けで減額訂正された者が相当数いることが確認でき るが、遡及訂正が事実に即した訂正であったとの事情は見当たらない。

加えて、B法務局が保管する当該事業所の「閉鎖した役員欄の用紙の謄本」から、申立人が申立期間当時、当該事業所の役員になっていないことが確認できることから、申立人は当該処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人の平成5年1月から6年5月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年2月1日から同年4月30日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年7月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年7月は1万4,000円、同年8月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月1日から同年4月30日まで

② 昭和31年7月1日から同年9月1日まで

私は、昭和28年1月から33年10月までB社に勤務したが、グループ会社のA社に転勤した前後の期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持するA社の給料支払明細書及び経理、社会保険事務担当の元同僚の証言により、申立人はCグループの関連会社に継続して勤務し(昭和 31 年2月1日にB社からA社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、1万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人が所持するA社の給料支払明細書及び経理、社会保険事務担当の元同僚の証言により、申立人はCグループの関連会社に継続して勤務し(昭和 31 年9月1日にA社からB社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、昭和31年7月は1万4,000円、同年8月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事 情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額を、50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から8年1月11日まで 私は、A社に勤務をしていた期間のうち、平成7年6月から同年12 月までの標準報酬月額が50万円から9万2,000円に引き下げられてい るで、正しい標準報酬月額である50万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初 50 万円と記録されていたことが確認できる。

また、申立人の当該標準報酬月額については、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年6月30日以降である同年8月27日付けで、7年6月にさかのぼって標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられているが、社会保険事務所がこのような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の元顧問である社会保険労務士事務所及び複数の元同僚は、「申立人は役員であったが、厚生年金保険の手続には関与していなかった。」と証言していることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 50 年1月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11 万 8,000 円とすること が必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月4日から51年1月4日まで 私は、昭和50年1月4日から53年4月20日まで、A社に勤務して いた。年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和50年1 月4日」と記載されているのに、社会保険事務所の記録では、資格取得 日が51年1月4日となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険手帳記号番号払出簿により、申立人は、昭和 50 年1月4日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が所持する年金手帳に記載された厚生年金保険の記号番号は、A社の被保険者原票の記号番号と一致し、「初めて被保険者となった日」欄については、昭和 50 年1月4日と記載されていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、申立人の父が経営しており、その父の健康保険 厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被扶養終了日が昭和 50 年 1月4日となっていることが確認でき、申立人が初めて厚生年金保険の被 保険者となった日と一致していることが確認できる。

加えて、申立人に係るA社の被保険者原票において、資格取得日が昭和

51 年1月4日となっており、厚生年金保険手帳記号番号払出簿の資格所得日(50 年1月4日)と相違している理由について、年金事務所は「当時のことは分からない。」と回答しているが、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、同日に資格を取得したことが確認できることから、当該事業所における申立人の被保険者記録が適正に管理されていたとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和 50 年1月4日に 厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行った ことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録により、昭和 51 年 1 月 4 日の申立人の資格取得時の標準報酬月額である 11 万 8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月27日から同年11月1日まで 私は、昭和25年7月1日にA社に入社し、平成元年8月31日に退職 するまで継続して勤務していた。申立期間は、同社B支店から同社本店 に転勤した時期であるが、当該期間も継続して勤務しており、厚生年金 保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金保険被保険者台帳及び事業主回答書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社B支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社から提出された厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は、いったん昭和 39 年 10 月 26 日に同社B支店から同社本店に転勤した処理がなされた後、転勤日が同年 11 月 1 日に訂正されたことが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこと

から、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年2月1日から16年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成 16 年 7 月 20 日及び同年 12 月 20 日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を同年 7 月 20 日は 34 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 29 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る標準報酬月額(上記訂正前の標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料を除く。)及び標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月1日から17年3月31日まで

- ② 平成15年7月18日
- ③ 平成15年12月19日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日

私のA社における平成9年7月から17年2月までの標準報酬月額が、 実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額とは異なる記録となっ ている。また、同社における15年から16年までの賞与について、厚生 年金保険料が控除されていたはずなのに記録が無いので調査をお願いし たい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し 立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に 関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額及び標準 賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業 主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額、賞与 額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることか ら、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す ることとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細票により、申立期間のうち、 平成 15 年 2 月 1 日から 16 年 11 月 1 日までの期間については、A 社が社 会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よ りも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる ことから、当該期間における標準報酬月額の記録を 24 万円に訂正するこ とが妥当である。

また、申立期間のうち、平成16年7月20日及び同年12月20日については、申立人から提出された賞与明細票に基づく標準賞与額は、事業主により社会保険事務所に届け出られていないことが認められるから、当該期間に係る標準賞与額の記録を同年7月20日は34万8,000円、同年12月20日は29万1,000円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額が長期間にわたり報酬の実態と相違していることから、事業主は、給与明細票、賞与明細票等で確認できる報酬月額、賞与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額、標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成9年7月1日から15年2月1日までの期間については、申立人は給与明細票を所持していない上、事業主は、「当時の資料は既に廃棄しているため、標準報酬月額は不明である。」と供述していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除額について確認できず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち平成 16 年 11 月 1 日から 17 年 3 月 31 日までの期間については、申立人が所持している当該期間に係る給与明細票により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象とな

らないため訂正は行わない。

さらに、申立期間のうち平成15年7月18日及び同年12月19日の標準 賞与額については、申立人は当該期間に係る賞与明細票を所持しておらず、 事業主は、「当時の資料は既に廃棄しているため、標準賞与額は不明であ る。」と供述していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除 額について確認できず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関係 資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が当該期間についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで 私は、A社C支店から、昭和41年4月1日に社名変更されたD社E 支店に同日付けで転勤したが、1か月間の厚生年金保険被保険者記録が 無いことは納得できない。同日付けで発令された辞令を所持しているの で加入記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された人事カード、申立人から提出された辞令書及び給与計算書により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和 41 年4月1日に同社C支店からD社E支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年4月の給与計算書により、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和 41 年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月1日から48年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所(現在は、B事業所)における資格取得日に係る記録を47年10月1日、資格喪失日に係る記録を48年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月1日から同年11月1日まで

② 昭和47年10月1日から48年10月1日まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務し、この間、厚生年金保険の被保険者期間と思っていたが、被保険者となっていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、B事業所から提出された在職証明書、履歴書等及び元同僚の証言から、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該期間及びその前後の期間において庶務を担当していた複数の元同僚は、「C (職種)には、正規職員、D (職種)(当時は、E (職種))、F (職種)があったと記憶する。」、「D (職種)の場合は、契約期間が1年間となっており、原則厚生年金保険に加入していた。」、「F (職種)はアルバイト的な存在だったが、D (職種)は通常1年間は勤務していたので厚生年金保険に加入すると思える。」と証言している上、当該事業所から提出された申立人の履歴書によると、申立期間②の勤務は「E (職種)に採用する。」、「期間は昭和48年9月30日までとする。」と記載されており、月給で報酬が支払われていたことが確認できることから、当該期間はD (職種)として採用された

と考えられる。

さらに、当該事業所は、「厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除に関しては、当時の記録が無いので断定はできないが、現行の制度からすれば当然厚生年金保険に加入していたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、上記履歴書に記載された月給額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年10月から48年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、B事業所から提出された在職証明書、履歴書 等及び元同僚の証言から、申立人が当該期間においてA事業所に勤務し ていたことが認められる。

しかしながら、当該期間について、当時社会保険を担当していた元同僚は、「期間の長いE(職種)は共済年金か厚生年金保険へ加入していたが、期間の短いF(職種)の場合は、社会保険に加入したか分からない。」と証言しており、また、申立期間①前後の期間において庶務を担当していた複数の元同僚は、「F(職種)は事業主が月単位で雇用し、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、当該事業所から提出された申立人の履歴書によると、当該期間の勤務は「採用する(F(職種))。」と記載されており、契約期間が定められておらず月手当で報酬が支払われるようになっていることが確認できる。

また、当該事業所は、「厚生年金保険への加入及び保険料の控除に関しては、当時の記録が無いので不明である。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年 10 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月12日から43年1月1日まで

② 昭和43年9月29日から44年2月1日まで

私は、昭和42年4月12日から47年9月30日まで、事業主が同一のA社とB社において、継続して勤務し、その間、終始厚生年金保険に加入していたはずであるが、入社当初の42年4月12日から43年1月1日までの期間と同年9月29日から44年2月1日までの被保険者期間が欠落しているので、調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社の元事業主、B社の元事業主及び申立期間 当時の同僚3名(申立人の兄を含む。)は、申立人が当該期間において、 両事業所において継続して勤務していた旨供述していること、及び申立 人の当該期間に係る雇用保険の加入記録(事業所名については、データ 無しのため不明。)から、申立人が当該期間において、両事業所に継続 して勤務したことが推認できる。

一方、当該期間について、申立人の雇用保険の加入記録による離職日は、昭和43年9月30日となっていることが確認できるところ、元事業主は、「A社の給与支払日は、毎月25日で、厚生年金保険料の控除方法は、当月控除であった。」と供述していることから、43年9月25日

に同年9月分の給与が支給された時点で、申立人は在籍しており、その 月の保険料も9月分として控除されていたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 43 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 2 月 1 日までの期間について、申立人の雇用保険の加入記録では、事業所名は不明であるものの、離職日が 43 年 9 月 30 日、資格取得日が同年 10 月 26 日となっていることから、A社を同年 9 月 30 日に離職し、B 社で同年 10 月 26 日に資格を取得したと考えられるところ、元事業主は、「申立期間当時は、B 社が厚生年金保険法の適用事業所となる前のことであり、保険料は控除していなかったと思う。」と供述している上、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失記録を有する元同僚 2 名のうち 1 名は、「申立期間当時の厚生年金保険料が給与から控除されたことを示す給与明細書等の関連資料が無いので、欠落期間について異議を申し立てる意思は無い。」と供述しており、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①について、A社の元事業主及び申立期間当時の同僚3名 (申立人の兄を含む。)の供述により、申立人が当該期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の当該事業所に係るものと推認される雇用保険

の加入記録(事業所名については、データ無しのため不明。)は、昭和43年2月5日に資格取得と記録されている。

また、申立人の兄は、「私は、A社に入社後、3か月の見習い期間を経て、昭和41年6月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」と供述しており、元事業主は、「当時の関連資料が保存されていない上、厚生年金保険の事務については、既に死亡している担当社員に任せていたため、申立人について、どのような理由で入社9か月後の43年1月1日に厚生年金保険に加入させたのか分からない。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2869

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月1日から同年10月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(記号B)における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月1日から同年10月1日まで

② 昭和47年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和33年4月から47年9月30日まで、A社に継続して勤務していたが、同社がC区からD区に移転した時期である45年9月が厚生年金保険に未加入とされている。また、47年10月1日からE社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が同年11月1日と記録されているため、同年10月が厚生年金保険に未加入の期間となっている。申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言及び申立人の勤務に係る 具体的な記憶から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によるとC区にあったA社(記号B)は、昭和45年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年10月1日にD区において新規にA社(記号F)として適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①において適用事業所ではない。

しかしながら、A社の商業登記について調査したところ、履歴事項全部証明書により、当該事業所は、昭和45年10月20日に本店移転して

いることが確認できる上、複数の元同僚は、「事業所移転時も休業することなく全員が継続して勤務していた。」、「従業員は 10 数名いた。全員が移転先に移った。」と証言しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記複数の元同僚は、「当該期間も通常どおり給料から厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 45 年8月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、 事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、申立期間①に おいてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所 (当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立 人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認めら れる。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、E社は、昭和 47 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適 用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人がE社入社前に加入していたA社に係るG健康保険組合の被保険者資格喪失者名簿から、申立人は昭和47年10月1日の組合員資格喪失後も同組合の健康保険により継続療養していることが確認できる。

さらに、E社の事業主は、「申立人の申立期間②当時の資料が残っておらず、厚生年金保険料の控除については確認することはできない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C工場における資格喪失日に係る記録を昭和 40 年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月28日から同年7月1日まで

私は、大学卒業後の昭和 38 年4月1日にA社に入社して、同社C工場に配属された。40 年6月末の同社D本社への転勤後も、同じ独身寮に入居しながらD本社で勤務してきた。私は同社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を見ると、同社C工場で同年6月 28 日に被保険者資格を喪失し、同年7月1日に同社D本社で資格を取得しており、同年6月の加入記録が抜けていることがわかったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びB社から提出された在職証明書により、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和 40 年7月1日に同社C工場から同社D本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、当該事業所は、「資料、記録が無いので明確に は答えられないが、普通に考えて辞令の異動日は1日付けとするのが自然 であると思う。」と回答していることから、昭和 40 年7月1日とするこ とが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る 昭和 40 年5月の社会保務所事務所(当時)の記録から3万円とすること が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「転勤時の資格喪失及び取得における手続誤りと考えられ、本人から保険料を控除したが社会保険庁(当時)への保険料の納付はしていないと判断する。」と回答していることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和40年6月28日と届け出、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年8月 13 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、昭和42年10月9日にA社に現地採用社員として入社し、B県内で勤務していた。同社の関連会社であるC社が在籍途中に設立されたことに伴い、同社に一時転籍したが、勤務先は変更無く、48年7月31日までA社に継続して勤務していた。このうち43年5月21日から同年8月13日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の担当者は、「社会保険事務については、それぞれの会社で 手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性 があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはず である。」と証言している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計 算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る保険料を事業主(A社)により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和 43 年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 3071 (事案 385 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、同年4月から45年3月までの期間、47年4月から同年6月までの期間、同年7月から51年3月までの期間、同年4月から52年3月までの期間、同年4月から54年3月までの期間、55年10月から56年3月までの期間及び同年10月から61年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで

- ② 昭和37年4月から45年3月まで
- ③ 昭和47年4月から同年6月まで
- ④ 昭和47年7月から51年3月まで
- ⑤ 昭和51年4月から52年3月まで
- ⑥ 昭和52年4月から54年3月まで
- ⑦ 昭和55年10月から56年3月まで
- ⑧ 昭和56年10月から61年12月まで

私は、国民年金手帳を持ってA市役所の年金係の職員が自宅を訪れたとき、「毎月、ご夫婦の国民年金保険料を月末に集金に来ます。」と言われ、B市に転居する昭和63年初めまで保険料を集金により納付し続けていたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間である昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 61 年 3 月までの期間が未納となっており、夫婦共に申立期間以外にも未納期間が散見されることから、申立人は、国民年金に対する理解及び保険料の納付意識が高いとは言い難い上、申立人は、申立期間の保険料の納付金額等を覚えておらず、申立期間に係

る納付状況は不明であるとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立期間である申立期間⑦及び前回の申立期間のうち昭和56年10月から61年12月までの期間のほか、新たに申立期間①から⑥までについて、市の年金係の職員が毎月集金に来たときに納付していたとして再申立てしているところ、申立人から提出された55年8月19日及び同年8月29日付けの領収証書は、免除期間に対する追納保険料の納付分であることが確認でき、同年5月7日付けの領収証では、昭和54年度の12か月分の保険料を過年度納付したことが確認できる上、オンライン記録において申立期間②、④及び⑥は免除期間であることが確認できることから、申立人が申立期間①から⑧までに係る保険料を毎月、集金人に納付していたとの主張は矛盾しており、これらのことを踏まえると、申立人が申立期間①から⑧までの保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間は8回、261か月と長期間に及んでいる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に 判断すると、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付して いたものと認めることはできない。

また、申立期間⑦及び⑧については、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私が大学4年生であった平成3年4月ごろ、学生も国民年金に強制加入になるという案内文書を受け取った。加入案内の書類には年金手帳の作成の有無を選択する欄があり、私は翌年から就職する予定だったので作成しない方を選択して返送した。その後、国民年金保険料の納付書が届いたが、すぐに納付することは困難な金額だったので、夏休みと3月にアルバイトをして、数回に分けて市役所の年金担当の窓口で納付した。申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているが、保険料の納付については、加入時において国民年金手帳記号番号の払出しを受け、手帳記号番号に基づき納付するところ、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人の国民年金手帳記号番号は確認できない上、申立人は、厚生年金保険加入時に付番された手帳記号番号を基礎年金番号として平成19年1月に初めて国民年金の資格を取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時、初めて国民年金に加入した場合は市町村において 年金手帳を被保険者に交付するものと、当時の国民年金法に定められてい たことから、学生を加入勧奨する場合においても、年金手帳の交付の有無 を確認することは、取扱上、考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から59年10月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から59年10月まで

私は、申立期間当時、自宅の建築資金に充てるため国民年金から融資を受ける条件として、国民年金に未納が無いことと聞いたので、昭和59年2月又は同年3月に市役所の支所で国民年金保険料の納付金額を計算してもらい、係員に納付書と現金を渡して申立期間の保険料を一括納付した。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年2月又は同年3月に市役所の支所で申立期間の国民年金保険料を一括納付したと申述しているところ、納付したとする同年2月又は同年3月時点において、申立期間のうち新年度にあたる同年4月から同年10月までの期間の納付書が作成されるとは考え難く、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当時の国民年金被保険者に対する年金住宅融資制度における融資条件は、借入れ(59年3月から同年4月ごろ)前の2年間が保険料納付済期間であることとされ、申立期間のうち59年4月から同年10月までは融資対象条件に該当しない期間であることから、融資条件を満たすために申立期間の保険料を納付したとの申述は矛盾している。

また、申立人は、申立期間の保険料納付額は8万円又は9万円ぐらいであったと申述しているが、申立期間の法定保険料額約13万円と大きく相違する上、年金住宅資金融資については、A銀行の借入れと同時に申し込むことが必要条件であるところ、申立人はA銀行の借入れにより、住宅資金が充足するとして年金住宅融資制度からの借入申込みは行わなかったと申述しており、申立人の申述には不自然さが認められる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたもの と認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私は最初に勤めた会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続をして国 民年金保険料を納付したのに申立期間が未納とされていることは納得で きない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月に会社を退職後、すぐに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の納付日から8年5月ごろに払い出され、同時期に加入手続を行ったものと推認されることから、6年3月に会社を退職した後、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする主張と相違する上、加入時点において申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払 い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から50年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から50年3月まで

私は、昭和42年に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続をした際、職員からさかのぼって国民年金保険料を納付できることを聞き、保険料として2万円弱を納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年に会社を退職後、市役所において国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から 50 年 10 月以降に払い出され、同時期に加入手続を行ったものと推認され、加入時点において申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続をした際、市役所の職員からさかの ぼって保険料を納付できると聞き、2万円弱を納付したと申述していると ころ、その金額は申立期間の法定保険料額と大きく異なっている。

さらに、申立人は申立期間の一部期間に係る確定申告書を所持しているが、当該申告書の社会保険料控除欄に国民年金の支払保険料として記載されている金額は、申立人を除く事業専従者及び申立人の扶養家族の納付すべき保険料額と一致していることから、当該支払保険料額に申立人の保険料が含まれていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家

計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から同年12月までの期間、46年6月から同年9月までの期間、47年8月から同年12月までの期間、48年8月から同年10月までの期間及び52年3月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から同年12月まで

② 昭和46年6月から同年9月まで

③ 昭和47年8月から同年12月まで

④ 昭和48年8月から同年10月まで

⑤ 昭和52年3月から60年3月まで

私が20歳になった昭和45年*月ごろ、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、父が私を含めた家族3人分を納税組合を通して納付していたはずである。また、役場から保険料を納付しないと国民年金に加入できなくなるとの通知を受け、私が役場で納付していた記憶もあり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年*月ごろ、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、被保険者名簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、60年11月2日に職権により国民年金の適用を受け、払い出されていることが確認でき、45年*月に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が職権により国民年金の適用を受けた時点において、申立期間の過半である昭和 58 年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、自身で保険料を納付し始めた時期及びその納付状況 について記憶が明確でない上、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関 与していたとする申立人の父は既に亡くなっていることから、申立人に係 る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和36年7月ごろに母が行い、申立期間の国民年金保険料については、母が自宅に来る集金人に家族の保険料と合わせて納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家の母がA区において、昭和36年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していたと申述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の国民年金手帳記号番号は46年12月にB市において夫婦連番で払い出されたことが確認でき、同時期に加入手続を行っていると推認されることから、36年7月ごろに国民年金の加入手続を行ったとする主張と相違する上、上記検索システムにおいて、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人に係る国民年金の加入手続は行われておらず、申立期間は保険料を納付することができない期間であったと推認されることを踏まえると、申立人の母が申立人の保険料を集金人に納付していたとは考え難い。

また、申立人は、昭和36年にA区からC市に転居したと述べているところ、当時、保険料は住所地の市区町村に納付する取扱いであったことから、C市に居住する申立人の保険料をA区の集金人が取り扱うことは制度上行えず、申立内容には齟齬がある。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年6月まで

私は、A市在住の昭和48年4月ごろ、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を市役所か金融機関において納付していたのに、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市在住の昭和48年4月ごろ、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、51年1月にB市に払い出された番号の一つであることが確認でき、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年1月に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、48年4月ごろに加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、昭和48年4月1日に国民年金の資格を喪失し、50年7月1日に資格を再取得していることが確認でき、当該資格記録は、オンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年11月までの期間及び50年12月から51年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年11月まで

② 昭和50年12月から51年9月まで

私の国民年金は、昭和54年ごろ、私の夫が社会保険事務所(当時)から国民年金の未納期間を一括して納付すると年金を受給できる救済措置があると教えられ、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、私が納付していなかった期間の国民年金保険料のすべてについて84万円強の金額を納付してくれたはずなのに、申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したと主張しているが、特例納付の対象となる被保険者は強制加入被保険者であるところ、申立期間①については申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は国民年金の任意加入対象者となる上、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の「被保険者でなくなった日」には昭和43年10月20日、「被保険者となった日」には44年12月15日と記載され、当該資格記録は被保険者名簿及びオンライン記録とも一致することから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間②については、市が保管する「特例納付申出書」により、 申立人が昭和36年4月から43年9月までの期間及び44年12月から50年11月までの期間について特例納付を申し出ていることが確認できるが、 申立人が申立期間②について特例納付を申し出ていたことをうかがわせる 事情は見当たらず、ほかに申立人が特例納付の申出を行った形跡は無いことから、申立期間②の保険料を特例納付により納付していたとは考え難い。さらに、申立人の夫は第3回特例納付により、申立期間①及び②を含めた84万円強の保険料を納付したと述べているところ、オンライン記録等において昭和54年に36年4月から55年3月(申立期間①及び②を除く)までの保険料約86万円を現年度、過年度及び特例納付していることが確認でき、申立期間①及び②を特例納付したとする保険料額を含めると、申立人の夫が記憶する84万円強の保険料額とは相違する。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年6月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成2年3月まで

私は、昭和61年4月にA(職種)からB(職種)に身分変更となった ため、健康保険は任意継続とし、厚生年金保険から国民年金へ変更手続 を行い、妻と一緒に国民年金保険料を納付していたはずなのに、私だけ 申立期間が未加入とされているので記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、昭和60年3月31日強制で国民年金の被保険者資格を取得、同年7月16日資格喪失、61年4月4日任意で資格取得、同年6月2日資格喪失と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金記号番号から、申立人の妻は昭和62年12月以降に国民年金の加入手続を行ったと推認されるが、オンライン記録では、申立期間に係る61年6月から62年3月までが未納とされている。

加えて、申立期間は46か月と長期間であり、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から62年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から62年3月まで

私は、昭和53年2月に婚姻届を提出するためA市役所へ行った際、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後定期的に送られて来た納付書により、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で振込みによって納付していたはずであり、私だけが申立期間を未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をB郵便局又はC銀行D支店(当時)若しくはE銀行F支店(当時)で毎月納付していたと主張しているところ、申立人は保険料の納付金額、納付方法等についての記憶が曖昧であり、具体的な納付状況は不明である。

また、特殊台帳及びA市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は66か月と長期間であり、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年7月までの期間、同年8月から62年3月までの期間、63年4月から平成3年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年8月から60年7月まで

② 昭和60年8月から62年3月まで

③ 昭和63年4月から平成3年3月まで

④ 平成3年4月から同年6月まで

私の年金記録には、20歳以降アルバイトをしていた時期に国民年金に加入した記録があり、申立期間の国民年金保険料を納付していた明確な記憶や証拠は無いが、保険料を納付していた可能性があるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の明確な記憶は無いと述べているところ、申立人の母は、「私が息子の国民年金の加入手続を行ったが、申立期間の保険料は納付しておらず、昭和62年度の保険料についてのみ免除申請を行った。これらの事実を息子には伝えていない。」と証言しており、申立人は、その母の証言内容について概ね認めている。

また、申立人の国民年金記号番号は、昭和60年7月2日に社会保険事務所(当時)からA県B市へ払い出されており、前後の国民年金被保険者の資格取得日等から、申立人の国民年金の加入手続は62年3月ごろB市で行われ、その際60年8月7日に 遡って被保険者資格を取得したと推認され、オンライン記録は、申立人の母の証言と一致する記録となっている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から40年3月まで

私は、国民年金の加入手続以降、国民年金保険料を納付していたが、加入後数年たったある日、A市役所から「保険料を重複徴収していたので、その分をお返しします。」という通知が届き、保険料が還付されたが、そのときに申立期間を未納とされたのではないかと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期は不明であるが、A市役所の窓口で、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月4日に社会保険事務所(当時)から、A市に払い出されており、特殊台帳には、同年10月11日付けで国民年金手帳が交付されたことが記録されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同日に行われたと推認され、この時点を基準にすると、申立期間のうち38年6月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない期間であり、残余の期間は、過年度保険料となり、同市役所の窓口では納付することはできない期間である。

また、A市の保管する申立人の被保険者名簿において、申立期間は未納と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号 払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が 払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年8月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から51年8月まで

私の国民年金については、私の母が昭和48年3月ごろ加入手続を行い、 申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。私が45年から52年4月 9日まで勤めていた事業所が、51年9月に厚生年金保険の適用事業所と なったことで国民年金から厚生年金保険に切り替える際、納付していた 国民年金の納付記録が無くなっている。申立期間の保険料は納付してい たはずであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月2日に社会保険事務所(当時)から申立人の当時の住所地であるA区に払い出されており、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同区において同年10月ごろに行われたと推認される上、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年4月9日と記載されており、特殊台帳、オンライン記録及び申立人の結婚後の54年3月からの住所地であるB郡C町の保管する国民年金被保険者名簿とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は42か月間と長期間である上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母は既に亡くなっているため、具体的な納付方

法、納付場所、納付金額等は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から60年3月まで

私の国民年金については、昭和59年1月ごろA市役所から通知が届き、 私の母が加入手続を行い、母が私の分も一緒に国民年金保険料を納付し てくれていた。母から保険料は銀行で振り込んだと聞いている。申立期 間の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できな い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月ごろ申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は60年12月10日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続は61年1月ごろ行われたと推認されるが、オンライン記録では、申立期間直後の60年4月から同年12月までの保険料が62年7月28日に過年度納付されており、この時点を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付できなかった事情がうかがえる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の 国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、保険 料の納付方法、納付金額等についての記憶が不鮮明な上、申立期間の保険 料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、 ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年4月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年4月まで

私の年金記録のうち、平成7年1月から同年4月までについては、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、妻がA市役所に行き、市役所の担当の指示に従って、夫婦共に国民年金の加入手続を行い、その後、私の指示により妻が国民年金保険料を納付していたはずであり、妻は納付済みであるのに、私だけ未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金記号番号及び被保険者資格の記録の記載が無く、オンライン記録に申立人の国民年金被保険者としての加入記録が無いことと一致しており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻からは事情を聞くことができないため、申立期間当時の具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から55年6月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から55年6月まで

② 昭和56年1月から同年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行い国民年金手帳を受け取ったときのことはよく覚えていないが、申立期間の国民年金保険料はA社会保険事務所(当時)の窓口で納付した記憶があり、結婚してしばらくは未納だったが、昭和44年から55年の間に夫の分と一緒に2年間 遡 って納付したこともある。関連する資料は引っ越しの際処分してしまったが、申立期間の保険料は納付しているので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の所持する年金手帳に記載されている 国民年金記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人 の国民年金の加入手続は昭和57年9月ごろに行われ、この際、厚生年金 保険の被保険者資格を喪失した44年2月9日に遡って国民年金の被保 険者資格を取得したものと推認されることから、この時点では、申立期 間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間①は137か月と長期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、特殊台帳に申立期間②に係る還付記録「事前 決定:還付56.1~56.3まで11,310円58.6.30」の記載があり、申立期 間②直前の昭和55年10月から同年12月までの保険料を57年1月に、 直後の56年4月から57年3月までの保険料を58年7月にそれぞれ時効 直前に過年度納付されていることから、申立期間②の保険料は、時効後 納付により還付されたと考えられる上、申立期間②当時、一緒に保険料 を納付していたとする申立人の元夫も申立期間②は未納とされており、 申立人と同様の還付記録が特殊台帳に記載されていることが確認できる。

3 申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料納付について記憶が不 鮮明なため、具体的な納付状況等は不明であり、保険料を納付していた ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間 の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的 に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月及び同年6月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月

② 昭和57年6月から60年3月まで

私は、A市からB市に転居した昭和59年9月ごろC支所に転入届を提出した際、同支所職員からこれまでの国民年金保険料の未納を指摘され、 遭って納付できることを教示されたので国民年金の加入手続を行い、後日、同支所で未納分の保険料約20万円を一括して納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の所持する年金手帳に、はじめて被保険者となった日が昭和57年6月1日と記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間②については、年金手帳に記載されている国民年金記号番号は昭和59年6月13日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年10月ごろに行われたと推認され、この時点では、申立期間のうち57年6月については時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間は、申立人はC支所の窓口で、過年度保険料を含む未納保険料として約20万円を現金で一括納付したと主張しているところ、A市D区は「支所の窓口の職員による過年度保険料の収受はできない。」と回答しており、申立期間の納付状況等は不明である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から63年3月まで

私が20歳でまだ学生だった昭和59年*月ごろ、母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年*月ごろに母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金記号番号は63年3月11日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、同年5月ごろ20歳に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、この時点では、申立期間のうち61年3月以前については、時効により保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号 が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は、申立期間の保険料の納付金額及び納付期間について、納付済みと記録されている申立人の昭和63年以降の期間の保険料の納付金額及び納付期間とほぼ一致する内容を述べていることから、それと混同していることがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月

私は、昭和59年ごろはA市に住んでいたが、会社を退職した62年11月ごろはB区に居住しており、同区で国民年金の加入手続を行った際、未納だった59年4月の国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職して昭和 62 年 11 月ごろにB区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は同時期に納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年 12 月ごろに行われ、この際、59 年 4 月に 遡って被保険者資格を取得したと推認されるが、この時点及び申立人の主張する 62 年 11 月時点のいずれにおいても申立期間の保険料は時効のため納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から48年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から48年3月まで

私は、高等学校卒業後に親が経営する会社の手伝いをすることになり、 私が20歳になったときに父が国民年金の加入手続を行い、会社を手伝う ことによる給料は無い代わりとして、私の20歳以降の国民年金保険料を 納付してくれていたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年の20歳になったころに、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、それ以降の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、49年7月4日に社会保険事務所(当時)からA区に払い出された番号の一つであり、申立人の国民年金の加入手続は同日以降に行われたものと推認され、この時点では、申立期間のうち47年3月以前については、時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民 年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くな っているため、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は47か月と長期間である上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から54年3月まで

私は、A社を退職後の昭和52年7月にB市に転入し、妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を納付してきた。妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所(当時)から払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和60年1月ごろに行われたものと推認され、この時点で、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前 提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当 たらない。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間の保険料を「遡」って納付したことは無く、保険料の特例納付制度について聞いたことが無いと述べている。加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年8月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から38年8月まで

私は、実家が経営するA店で昭和34年7月から37年6月まで厚生年金保険に加入していたが、厚生年金保険料より国民年金保険料の方が安く済むという理由から、母が国民年金に切り替え、家族全員の国民年金保険料を納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について申立人の家族全員が国民年金に加入し、申立人の母が家族全員の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると実家が経営するA店は、昭和34年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、39年3月24日に適用事業所でなくなっており、申立期間の37年7月から38年8月までは、申立人を除く家族全員が厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

また、申立人は国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、昭和50年12月に国民年金の加入手続を行い、37年7月に 遡って資格を取得したことが推認でき、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、50年12月に加入手続を行う前の申立期間は国民年金に未加入の期間である。

さらに、保険料納付を行っていたとする申立人の母からは具体的な証言は得られず、申立内容は明確ではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月、59年7月から同年9月までの期間及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月

② 昭和59年7月から同年9月まで

③ 昭和59年11月

私は、昭和49年ごろ兄に勧められA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年7月の国民年金保険料を納付した。また、夫が会社を辞め、次の会社に勤務するまでの59年7月から同年9月までの期間及び同年11月の保険料は夫が納付してくれたのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年ごろA市役所で国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年9月16日に社会保険事務所(当時)からB市へ払い出されており、同市の保管する被保険者名簿の受付日から、申立人の加入手続は63年3月28日に行われたことが確認でき、この時点で、申立期間は国民年金に任意未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払 い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

千葉国民年金 事案3095 (事案1237の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から49年3月まで

私は、当初の年金記録確認千葉地方第三者委員会での判断後、新たな 資料は見つからないが、申立期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で 夫の分と共に特例納付したので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、国民年金の加入手続及び 国民年金保険料の納付については、すべて申立人が夫婦二人分を一緒に行っていたと述べており、申立人の夫には特例納付した記録があるが、国民 年金手帳記号番号の払出時期は夫婦同時期でなく、申立内容に不自然な点が見られる上、申立人自身で特例納付を行ったことについても、納付時期 や納付金額が明確でないなど、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の夫については、手帳記号番号の払出時期、特例納付により納付した月数等から、年金受給資格を満たすために特例納付を行ったことがうかがえるが、申立人については、納付済みとなっている昭和49年4月以降の納付月数で受給資格を満たしていることから、夫が特例納付していることをもって申立期間の保険料を特例納付していたとは認め難いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年12月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年12月まで

私は、昭和45年ごろに申立期間の国民年金保険料として3万円ぐらいをまとめて納付したはずであり、申立期間が未加入の期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろ特例納付制度により、申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、申立人の所持する国民年金手帳、A市の保管する被保険者名簿及び特殊台帳において、申立期間はいずれも国民年金に未加入の期間とされ、オンライン記録と一致している上、制度上、申立期間の保険料は特例納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払 出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号 番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで

私は、結婚後の昭和45年12月ごろA市役所B出張所(現在は、C区役所)で国民年金の加入手続を行い、結婚前の国民年金保険料の未納分をまとめて納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和45年12月ごろに国民年金の加入手続を行い、結婚前に未納であった申立期間の国民年金保険料をA市役所B出張所で納付したと申述しているところC区役所は、「申立期間当時、同出張所では過年度保険料を納付することはできなかった。」と回答している。

また、申立人の所持する国民年金手帳の「昭和44年度国民年金印紙検認記録」欄に検認印は無く、A市の保管する被保険者名簿においても、申立期間の保険料は未納とされており、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が提出した「昭和45年分給与所得の源泉徴収票」及び「市 県民税特別徴収税額通知書」に記載された社会保険料の控除額と申立期間 に係る法定保険料額は相違していることから、申立人が申立期間の保険料 を納付していたとは考え難く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私は、大学卒業後定職に就いていなかったが、昭和60年4月にA市B 出張所で国民年金の加入手続を行い、母が国民年金保険料を納付してく れており、平成4年から5年ごろ母が同市C出張所の窓口で、未納であ った申立期間の保険料約15万円をまとめて納付したのに申立期間が未 納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、 申立人の国民年金の加入手続は昭和61年3月ごろに行われたと推認でき、 この時点で、申立期間のうち58年12月以前の国民年金保険料は時効によ り納付することはできない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国 民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に 別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人の母が平成4年又は5年ごろA市C出張所で申立期間の保険料約15万円をまとめて納付したと申述しているところ、A市国民年金課は、「同出張所で国民年金の加入手続は行えたが、保険料の収納は行っていなかった。」と回答している上、オンライン記録によると、申立人の平成4年2月から同年3月及び平成4年度の保険料を5年8月16日に、同年4月から同年8月の保険料を同年8月17日に、合わせて約19万円を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

千葉国民年金 事案 3099 (事案 1262 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

私は、昭和36年12月末に自宅を訪れた集金人から20歳になったら国民年金に加入するのは国民の義務であると言われ、そのとき国民年金手帳を受け取り、37年1月から同居していた兄夫婦と一緒に国民年金保険料を集金人に納付していた。40年9月末に集金人が2冊目の国民年金手帳を持参し、申立期間の検認印が押された1冊目の国民年金手帳を回収していった。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年8月以降に払い出されており、この時点において申立期間のうち、38 年6月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii)申立人は、集金人から2冊目の国民年金手帳を受け取った際、1冊目の記録は2冊目の手帳に記載しておくと言われ、昭和 40 年度国民年金印紙検認記録のページに「36~」と記載されていることが申立期間の保険料を納付していた記録であると主張しているが、当該記載をもって申立期間の保険料を納付していたと推認することはできないこと、iii)このほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年4月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は保険料の納付を示す新たな資料として、申立人の兄の国 民年金手帳の写し及び申立期間の保険料を納付していたとする内容を記 載し、申立人とその兄夫婦の署名捺印のある「確認証」を提出しているが、 当該主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められ ず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たら ないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの と認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3100 (事案 562 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から49年12月まで

私は、特例納付制度の実施に伴い、昭和49年1月にA市の職員から国 民年金の加入を勧められ、A市役所において38年から49年までの10 年分の国民年金保険料を納付したのに、未納とされていることは納得で きない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張する昭和49年1月は、第2回特例納付の期間内であるが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年12月以降に払い出されていることから、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、手帳記号番号の払出時期から判断すると、第2回特例納付期間を過ぎていることから、特例納付をすることができないこと、ii)申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii)申立人が主張するように49年1月に特例納付したとすると、第2回特例納付により保険料を納付することが可能な期間は46年9月までであり、申立期間の一部は特例納付することができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年9月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3101 (事案 561 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から49年12月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 :昭和40年2月から49年12月まで

私は、特例納付制度の実施に伴い、昭和49年1月にA市の職員から国民年金の加入を勧められ、A市役所において40年から49年までの国民年金保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張する昭和49年1月は、第2回特例納付の期間内であるが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年12月以降に払い出されていることから、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、手帳記号番号の払出時期から判断すると、第2回特例納付期間を過ぎていることから、特例納付をすることができないこと、ii)申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii)申立人が主張するように49年1月に特例納付したとすると、第2回特例納付により保険料を納付することが可能な期間は46年9月までであり、申立期間の一部は特例納付することができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年9月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和22年1月16日から23年10月30日まで 私が勤務していたA事業所では、昭和22年1月16日から23年10月30 日までの期間に、航海を9回にわたって行っており、そのうち私は何回 航海に出たか記憶に無いが、漁労長に誘われて、同事業所の所有するB 丸に乗船していたので、乗船していた期間の船員保険の被保険者記録を 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、 A事業所所有のB丸に乗船していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた船長、漁労長及び数名の元同僚は、オンライン記録により、申立期間において船員保険被保険者記録が確認できない上、連絡が取れた元同僚からは申立人が当該船舶に乗船していたか否かについて供述を得ることができない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳において、その最初の船舶所有者の記録が、昭和24年3月1日を資格取得日として記載されていることが確認でき、申立期間において当該船舶は適用船舶であったが、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月15日から同年7月1日まで

② 昭和40年12月20日から41年3月15日まで

③ 昭和45年10月1日から46年9月1日まで

私は、申立期間①及び②は、A社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が欠落しており、納得できない。申立期間③は、B社かC事業所かはっきり覚えていないが、途中で辞めること無く勤務していたので、その期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、A社における申立 人の被保険者の資格取得日は、昭和 40 年8月1日となっており、申立 人が申立期間①に当該事業所に勤務していたことは確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者の資格取得日を調査したところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和39年11月1日に5人、40年6月1日に14人、同年7月1日に11人(申立人を含む。)が資格を取得しており、申立人と同様に同年7月1日に資格取得している者で入社時期を記憶している元同僚は、「37年からA社に勤務していた。」と供述している。さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関係資料が保存されていない上、元事業主は、「厚生年金保険料の控除については、資料が無いため、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録により、A社は、昭和40年12 月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は 適用事業所でなくなった後の期間である。

また、A社の元事業主及び連絡が取れた複数の元同僚は、「昭和40年 12月ごろにA社は倒産した。」と供述している。

さらに、雇用保険の加入記録により、A社における申立人の離職日は、昭和40年12月20日となっており、当該事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人のB社における取得日は昭和44年12月15日、離職日は45年4月1日、C事業所における取得日は46年8月1日、離職日は54年5月20日となっており、46年8月1日から同年8月31日までを除く申立期間③について申立人の雇用実態が確認できない。

また、B社からC事業所への異動に伴って、申立人と同期間、厚生年金保険の被保険者期間が欠落している者が 17 人(申立人を除く。) おり、連絡の取れた9人のうち、3人はいずれも「厚生年金保険の被保険者記録が欠落している期間は、独立し、個人事業主となっていたため、厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

さらに、B社及びC事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、C事業所の元事業主は、「厚生年金保険に係る届出及び保険料控除については、不明である。」と回答している上、B社の元事業主は、病気のため当時の状況について聴取できないことから、申立人の申立期間③当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月21日から同年6月23日まで

私は、昭和44年1月21日にA社に入社し44年6月23日まで勤務した。公共職業安定所に勤めていた叔父に「きちんと厚生年金保険の適用事業所となっている会社である。」と言われていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB機関(当時)が交付した認定証における略歴により、 申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた申立人と同じくC(職種)であった元同僚2名は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が確認できない。

また、申立期間に同社で厚生年金保険の被保険者資格を有する7名に照会したところ、回答のあった6名は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月21日から同年8月21日まで 私は、平成13年11月からA社B支店に勤務し、15年1月からはパート勤務に変更になり、同年8月まで勤務していた。パート勤務になってからも健康保険証を返却せずにそのまま持っていたため、厚生年金保険も継続して加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、 申立期間において、同社B支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「給与の締め日は20日、支払日は翌月15日、厚生年金保険料控除は翌月控除である。」と回答しているところ、同社から提出された申立人に係る平成15年の賃金台帳によると、同年2月から同年9月までの「厚生年金保険料」の欄には、0円と記載されており、申立期間に係る保険料が給与から控除されていないことが確認できることから、A社B支店は、雇用形態を変更した同年1月21日を資格喪失日として、厚生年金保険の資格喪失手続を行ったと認められる。

また、申立人は、「平成 15 年1月からはパート扱いに変更して、継続勤務していた。」と供述しているところ、雇用保険の加入記録においても13 年11月1日から15年1月20日までの被保険者区分は「一般」、同年1月21日から同年8月20日までの被保険者区分は「短時間」となっており、同年1月21日から申立人の雇用形態が変更になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

千葉厚生年金 事案2876 (事案919の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、申立期間当時、自分で国民年金保険料及び国民健康保険料を納付した記憶は無く、会社で厚生年金保険に加入していたはずであり、当初の判断には納得できない。国民健康保険の領収証書等を新たな資料として提出するので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は昭和61年9月30日、B社は63年3月1日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主等から、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができず、元同僚等からの供述も得られないこと、ii) オンライン記録により、A社については、同社の厚生年金保険被保険者一覧には整理番号に欠番が無く、申立人の氏名も無い上、B社については、厚生年金保険の適用事業所となった日は61年12月11日であり、申立期間当時は適用事業所とはなっていないこと、iii) 申立人は、申立期間当時において、健康保険証をもらった覚えがないと供述している上、55年4月以降、申立期間を含めて国民年金に加入し、56年10月以降の国民年金保険料はすべて納付済みとなっていること、iv) 雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和60年7月及び同年8月の国民健康保険料の領収証書を提出し、「国民年金保険料及び国民健康保険料は、会社が納付してい

たが、入社の際に社会保険加入を条件としていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、事業主が申立人を厚生年金保険及び健康保険に加入させながら、申立人に代わって国民年金保険料及び国民健康保険料を納付するとは通常考え難く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない ことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和26年9月5日から33年10月2日まで 私は、事業縮小のため、A社B事業所を昭和33年10月1日に解雇に なり退職した。当時、私は脱退手当金制度を知らず、脱退手当金を請求 した覚えも、受け取った覚えもないので、申立期間について厚生年金保 険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページとその前後25ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年10月の前後に資格喪失した7人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年12月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和43年10月に入社し、47年8月31日まで勤務したのに、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年8月1日になっており、厚生年金保険が1か月未加入とされていることは納得できないので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に、昭和 47 年 8 月 31 日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該事業所を昭和 47 年 7 月 31 日に離職したことが確認でき、離職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の記録と符合する。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、 事業主の所在は不明である上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保 険者名簿で確認できる3名の元同僚に聴取したが、いずれも申立人の退 職日について具体的に記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務 実態及び厚生年金保険料の控除状況について証言を得られない。

さらに、上記元同僚のうち雇用保険の加入記録が確認できた2名は、いずれも離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となっており、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の記録とが符合する。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月10日から39年11月まで

② 昭和40年4月から41年8月1日まで

私は、申立期間①については、A社を昭和 38 年 5 月に退職後、B (地名) とC (地名) に出店していた「D事業所」という事業所に 39 年 11 月まで勤務したのに、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

また、申立期間②については、E社(現在は、F社)に、昭和 40 年 4月に入社し、44 年 4 月まで勤務していたのに、同社の厚生年金保険の被保険者資格取得日が 41 年 8 月 1 日となっている。入社後、母の看病のため休んだこともあったが、1年以上も休んだ記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D事業所の元事業主は、「申立人が勤務していたことは覚えている。」と供述していることから、勤務期間は明らかでないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、D事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない上、元事業主は、「D事業所は個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所にはなっていなかった。私自身は国民年金に加入していた。」と供述しており、事業主の記録を確認したところ、国民年金保険料を納付していることから、D事業所は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所ではなかったと認められる。

また、元事業主は、「当時の人事記録及び賃金台帳の関連資料はすべ

て廃棄済みである。」と回答しており、申立人の申立期間①における厚 生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「昭和 40 年4月にE社に入社した。」と主張している。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた元同僚及びE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる複数の元同僚に照会したものの、申立人の勤務期間について具体的に記憶している者はおらず、申立人の申立期間②における勤務実態について証言を得られない。

また、F社は、「当時の資料は保管していない。申立人の勤務期間、厚生年金保険の届出及び保険料の納付状況はすべて不明である。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和57年4月1日から58年8月1日まで 私は、昭和57年10月21日にA社の代表取締役となり、夫が58年*月* 日に亡くなった後は、夫が経営していたB社の社長も兼務していた。申立期間については、A社とB社のどちらか分からないが、厚生年金保険に加入していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の閉鎖登記簿謄本及びB社の履歴事項全部証明書により、申立人が申立期間において、A社の代表取締役及びB社の取締役であることが確認できることから、申立人が両社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社及びB社の両社に勤務した元同僚は、「申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたかどうか、また、厚生年金保険料を控除されていたかどうかは不明である。」と回答しており、保険料の控除について証言を得られない。

また、B社に係る申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和57年4月12日に健康保険の被扶養者となっていることが確認でき、同社の申立人に係る被保険者原票により、申立人が58年8月1日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間においてA社の代表取締役であり、昭和58年7月29日からはB社の代表取締役に就任しており、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定による事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められることから、同法に基づく記録の訂正を認めるこ

とはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで 私は、昭和20年3月27日にA学校(現在は、B学校)を4年で繰り 上げ卒業し、同年4月1日からC社D工場に勤務した。20年8月*日 に空襲により工場の大部分が焼失し解散となったが、しばらくは後片付 けをしており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされているこ とは納得できないので被保険者記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

B学校への照会結果及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてC社D工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時の当社D工場の人事記録、賃金 台帳及び厚生年金保険被保険者名簿等は空襲のため焼失した。」と回答 していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険 料の控除について確認できない。

また、上記元同僚のほか、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿で確認できる複数の者に照会したが、申立人の申立期間における保険料の控除について具体的な証言を得られない。

さらに、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無い上、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 14 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から同年11月1日まで 私は、A社(現在は、B社) C支店に昭和23年10月1日に入社し 59年3月31日に退社するまで継続して勤務し厚生年金保険料を給与か ら控除されているので、申立期間について被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主から提出された退職証明書、申立人が所持する社員手帳及 び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間当時、A社C支店に継続 して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時の社会保険関係手続の担当責任者は、「当時、担当者の厚生年金保険の資格取得手続の遅れから被保険者期間に欠落期間が発生していたが、その間の厚生年金保険料は給与から控除していなかった。」と証言している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和23年11月1日に厚生年金保険の資格を取得している者は13人確認でき、そのうち申立人を含む8人に被保険者期間の欠落がある上、連絡が取れた3人は、「申立人同様、入社は同年10月1日であり入社時は営業所勤務であった。」とそれぞれ証言している上、連絡が取れた元同僚が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日は昭和23年11月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

これらのことから判断すると、事業主は、申立人を含め入社時に営業所 勤務であった者に対し、入社日から1か月たった昭和23年11月1日に厚 生年金保険の資格取得の手続を行ったものと考えられる。 このほか申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月から22年2月まで

- ② 昭和22年4月から23年2月まで
- ③ 昭和23年5月25日から24年5月1日まで
- ④ 昭和24年10月1日から27年6月1日まで
- ⑤ 昭和31年12月1日から34年4月20日まで

私は、申立期間①については、A社に勤務した。また、申立期間②、 ③及び④については、B社に勤務した。

さらに、申立期間⑤については、C社に勤務した。申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が空白になっているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名 簿によると、当該事業所が適用事業所になったのは昭和23年3月1日 であり、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、上記被保険者名簿に氏名が無く、所在が確認できないことから、当該事業所の新規適用時に厚生年金保険に加入した 23 名全員を調査したところ、所在が判明した1名から回答が得られたが、申立人を覚えておらず、申立人の勤務期間を特定できない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明なため、申立期間①における厚生年金保険料の 控除について確認できない。 このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認で きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②、③及び④については、B社は、昭和 24 年3月1日に適 用事業所になっていることから、申立期間②は、厚生年金保険の適用事 業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚3名のうち1名は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無く、氏名が確認できる2名は所在が確認できなかったことから、申立期間②、③及び④に被保険者資格を有する元同僚16名のうち、所在が判明した3名に照会したところ、そのうち2名から供述が得られたが、申立人のことは覚えているものの、申立人の入社時期及び勤務期間に係る供述は得ることができない。

さらに、当該事業所の当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所は、「保存期間経過のため、当時の賃金台帳、源泉徴収票等は廃棄されている。」と回答していることから、申立期間②、③及び④当時の保険料の控除について確認できない。

加えて、申立期間④については、申立人は、B社において二つの厚生年金保険被保険者番号が払い出されており、重複番号の取消処理が行われているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、B社に対して新たに払い出された番号で申立人が昭和27年6月1日に厚生年金保険の資格を再取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間⑤については、C社は、33 年8月30日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間のうち、同年8月30日から後の期間は、適用事業所ではない期間である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚4名のうち、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に唯一記載がある1名は、申立人のことを記憶していないため、当該被保険者名簿に記載のあるすべての被保険者7名のうち、所在が判明した1名に照会したが、当該元同僚も申立人のことを記憶していないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

さらに、当該事業所は、既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在が不明であり、賃金台帳、源泉徴収票等の存在は不明であることから、申立人の申立期間⑤当時の保険料の控除について確認できな

い。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月3日から同年11月1日まで

② 昭和41年4月1日から同年10月3日まで

③ 昭和48年11月1日から49年4月5日まで

④ 昭和51年11月10日から53年4月1日まで

私は、昭和38年4月3日から41年1月25日まではA社に、同年4月1日から47年8月末日まではB社に、48年11月1日から49年7月末日まではC社に、50年3月25日から53年3月末日まではD社に勤務したが、勤務した期間のうち一部の期間について厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた唯一の元同僚は既に死亡していることから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者資格を有する8名に照会したが、唯一連絡が取れた元同僚は、申立人のことを覚えていない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主から申立人に係る照会に対して回答は得られないことから、申立人の申立期間①当時の勤務実態について確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚3名のうち連絡の取れた2名及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を有する者のうち連絡の取れた2名の計4名全員が、申立人のことを覚えているものの、入社時期について具体的証言を得ることはできない。

また、当該事業所は、「当時の資料が無い。」と回答していることから、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認できない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と符合しており、申立期間②における雇用実態が確認できない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人が氏名を挙げた唯一の元同僚は既に死亡していることから、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に被保険者資格を有する 12 名に照会したが、連絡が取れた2名は、申立人のことを覚えていない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間③当時の勤務実態について確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は 無い。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、雇用保険の加入記録により、申立人がD社に 勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚2名のうち連絡の取れた1名及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間④に被保険者資格を有する者のうち連絡の取れた1名の計2名は、申立人のことを覚えているものの、勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

また、元事業主は、「当該事業所は、昭和 55 年にE社に社名変更した後、休眠会社となっているため、申立期間④当時の資料は無く、申立

人の雇用実態について分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間④当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和52年8月18日にF市役所に払い出された手帳記号番号の一つであり、その前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、同年9月に国民年金の加入手続を行い、51年10月1日にさかのぼって、被保険者資格を取得していることが推認できるところ、申立人は、同年10月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、同時点で申立人は、国民年金に加入していたと考えることが自然である(その後、51年11月10日まで厚生年金保険に加入していたことが判明し、同年10月の保険料1,400円は、平成17年9月29日に還付されている。)。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間④に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月1日から同年11月26日まで

② 昭和41年11月26日から42年5月2日まで

私は、申立期間①は、A社(現在は、B社)で正社員のC(職種)として勤務した。また、申立期間②は、D社で正社員のC(職種)として勤務した。これらの申立期間が厚生年金保険の被保険者期間ではないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言から、申立人が、A社に 勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所のC(職種)の指導員であった元同僚は、「当時は、C(職種)には6か月の見習期間があった。申立人については、自分が見習期間の評定を行った記憶があるが、本採用の決定は会社が行っており、結果は分からない。」と証言しているところ、申立期間①当時、当該事業所で申立人と同じくC(職種)として勤務した5名のうち3名は、「期間は定かではないが見習期間があった。」と供述している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間 ①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、B社は、「申立期間①当時の賃金台帳等の関連資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人がD社に

勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、申立期間②当時の雇用慣行について、「申立人のように中途入社したC(職種)は、入社後1か月はアルバイト扱いとなり、アルバイト扱いの期間中の勤務状況を見て、正社員にするかどうかを判断していた。アルバイト扱いの期間は人により幅があった。」と回答している。

また、C (職種) として、申立人と同じく中途入社した複数の元同僚は、「申立期間②当時、中途入社のC (職種) は、当初は臨時雇用で、その後に正社員とし、厚生年金保険に加入させる取扱いがあった。」と証言している。

さらに、申立人は当該事業所において、厚生年金保険被保険者番号を新たに付番されているところ、同番号の払出簿により、申立人の資格取得日は、昭和 42 年 5 月 2 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、 申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。 このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認で きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月10日から54年3月26日まで 私は、昭和46年4月から54年3月25日まで、A社に継続して勤務 した。申立期間が厚生年金保険の加入期間になっていないことは納得 できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の現在の事業主から提出された「被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、昭和50年11月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、健康保険の被保険者証記載欄から、申立人の健康保険証が返納されていることが確認できる。

また、B健康保険組合は、「申立人に係る昭和 46 年 4 月 1 日から 50 年 11 月 10 日までの加入記録はあるが、申立期間の加入記録は無い。」と回答しており、厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、事業主から提出された「被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人と一緒に喪失の届出が行われている元同僚の資格喪失日は申立人と同じく昭和50年11月10日で、健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致している。

加えて、当該元同僚の雇用保険の加入記録を確認した結果、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後が離職日(昭和51年3月25日)となっていることから、当該事業所では厚生年金保険と雇用保険の資格喪失日の届出の手続を一緒に行っていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月1日から57年12月1日まで 私は、昭和55年4月1日から57年11月末までA社に正社員の事務 員として勤務していたので、この期間を厚生年金保険の加入期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の業種が厚生年金保険の強制適用となったのは、申立期間後の昭和 61 年 4 月 1 日からであり、オンライン記録において、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の従業員数は4名であった と供述していることから、当該事業所は厚生年金保険法に定める適用事業 所の要件(常時5人以上の従業員を使用)を満たしていなかったと認めら れる。

さらに、申立人は、当時の元同僚の氏名を覚えていないため、申立期間 当時の申立人の勤務実態について供述を得ることができない。

加えて、当該事業所の元事業主は所在が不明であり、当時の賃金台帳、源泉徴収票等も保存されていないことから、申立人の申立期間当時の厚生 年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月9日から同年6月28日まで

② 平成6年7月1日から同年10月21日まで

③ 平成6年10月25日から7年7月20日まで

私は、妻と一緒に申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間 ③はC社の3社でパートとして働いていた。いずれの期間においても厚 生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業主の供述により、申立人が申立期間①に A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業主は、「厚生年金保険に係る申立てどおりの届出 はしておらず、申立期間①の厚生年金保険料及び所得税は給与から控除 せず、現金で支払った。」と供述している。

また、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないことから、オンライン記録により、当該事業所において申立期間①当時、被保険者資格を有する者に照会したところ、回答のあった複数の元同僚は申立人のことを覚えておらず、申立人の申立期間①当時の勤務実態について確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、B社発行の就業証明書により、申立人が申立

期間②に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、元事業主は、「申立人の雇用形態は臨時雇用であり、申立 てどおりの届出はしておらず、申立期間②において保険料を給与から控 除していない。」と供述している。

また、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないことから、オンライン記録により当該事業所において申立期間②当時、被保険者資格を有する者に照会したところ、回答のあった複数の元同僚は申立人のことを覚えておらず、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認できない。さらに、オンライン記録において、申立期間②に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認 できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、C社発行の在職証明書により、申立人が申立 期間③に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間③当時社会保険事務を担当していた元同僚は、「C社は、申立期間③当時、外国人労働者を厚生年金保険に加入させておらず、平成8年ごろに定住外国労働者を厚生年金保険に加入させるよう事業主に申し入れたことを記憶している。」と供述しているところ、同時期から外国人労働者の厚生年金保険への加入が確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚二人は、C社のオンライン記録に氏名が無い上、オンライン記録により当該事業所において申立期間③当時、被保険者資格を有する者に照会したところ、回答のあった複数の元同僚は申立人のことを覚えていないことから、申立人の申立期間③当時の保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録において、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月1日から同年12月31日まで

② 昭和40年1月31日から同年12月31日まで

私は、A社を退職後、B事業所及びC事業所で勤務していたが、両社の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、事業所の所在地、親会社であるA 社から経理担当の職員が出向していたことなど、当時のことを詳細に供 述していることから、申立人がB事業所に勤務していたことは推認でき る。

しかし、申立人が記憶している当時の同僚は姓のみであるため、個人を特定できない上、親会社から出向し経理を担当していた職員からは調査協力が得られず、申立人の申立期間①における雇用実態について確認できない。

また、A社は、「申立期間①当時の関係資料は無く、B事業所について知る者はいない。」と回答している。

さらに、当該事業所は、オンライン記録では申立人が主張するD(地名)に厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、事業所の所在地、仕事の内容等を 詳細に記憶していることから、申立人がC事業所に勤めていたことは推 認できる。

しかし、申立人の記憶している当時の同僚は姓のみであるため、個人 を特定できないことから、申立人の申立期間②における雇用実態を確認 できない。

また、当該事業所は、オンライン記録では、申立人が主張するE(地

- 名)に厚生年金保険の適用事業所として確認できない。 このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認で きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から同年12月まで

私は、昭和35年4月、A社に就職し、B(施設)等にC(職種)として派遣されて勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人が、研修のこと、寮のこと等を覚えていることなどから当社の従業員であったと思われる。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた元同僚5名のうち1名は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録が確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚5名のうち4名は上記被保険者名 簿に氏名が無い上、当該元同僚5名は、死亡又は所在不明のため、申立期 間当時の勤務実態について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健 康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月26日から39年7月1日まで

私は、申立期間にA事業所に事務職員として勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

なお、A事業所は事務職員4名で運営されていたが、同事業所が合併 しB事業所となったときに退職した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA事業所の事務部門長が交代した。」と供述しているところ、C事業所(A事業所ほか4事業所が合併し設立されたB事業所が昭和59年7月に名称変更)から提出された「A事業所報第41号(昭和38年7月20日)」においてA事業所の事務部門長の交代が確認できることから、申立人が申立期間当時、同事業所の事務職員として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時は、A事業所の事務職員は4名であったと供述しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件(常時5名以上の従業員を雇用)を満たしておらず、オンライン記録では、同事業所は適用事業所として確認できない。

また、上記A事業所会報において確認できるA事業所の事業主及び事務 部門長(いずれも既に死亡)は、申立期間において厚生年金保険の加入 記録が確認できない。

さらに、申立人は、元同僚の氏名を覚えていない上、C事業所は、「A 事業所の職員は合併時に雇用しておらず、同事業所で退職した事務職員の 人事記録は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期 間当時の雇用実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月 30 日から 27 年 3 月 3 日まで 私が、A社に勤務していた際の厚生年金保険の加入記録を見ると資格喪 失日が昭和 26 年 9 月 30 日となっているが、27 年 3 月 3 日まで勤務してい たはずなので、厚生年金保険の被保険者期間が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時一緒に働いていた元同僚の氏名を覚えていないことから、オンライン記録により、A社において申立期間当時に被保険者資格を有し連絡先が判明した5人に照会し、そのうち回答があった3人は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在が不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

千葉厚生年金 事案 2893 (事案 798 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年4月1日まで 私は、申立期間においてA事業所でB(職種)として勤務していたが、 前回の申立てでは、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかった との理由で記録の訂正は認められなかった。申立期間当時、当該事業所 の上部組織であるC事業所の仕事も兼務しており、給与から厚生年金保 険料が控除されていたと記憶しているので、当該事業所での厚生年金保 険被保険者の加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及びB(職種)として勤務していた元同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所(当時)の記録において、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所になっていない上、B(職種)として勤務していた元同僚は、「設立以降、B(職種)は厚生年金保険に加入していなかったため、D漁業協同組合の指導により昭和36年から農林漁業団体職員共済組合に加入するようになった。」と供述していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月23日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「申立期間当時、A事業所の上部 組織であるC事業所の仕事も兼務しており、給与から厚生年金保険料が控 除されていたと記憶しているので、C事業所での厚生年金保険の加入記録 を調査してほしい。」と主張しているところ、当該A事業所で事務員をし ていた元同僚等の証言、申立人から提出された複数枚の写真及び申立人の 具体的な供述から、申立期間当時、申立人がA事業所とC事業所(厚生年 金保険の適用はD漁業協同組合)との業務を兼務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び上記元同僚は、「A事業所に申立人と同じ勤務形態であった同僚が一人いた。」と供述しているが、この者について姓のみの記憶であるため、個人の特定ができず、申立期間当時の保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が、当該C事業所専任であったと供述している元同僚二人からは、健康上の理由で当時の状況について証言を得ることができない。

さらに、D漁業協同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、 上記当該C事業所専任の元同僚二人の氏名は確認できるが、兼務者である 申立人及び上記元同僚の記載は無い上、申立期間において健康保険の整理 番号に欠番は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月25日から23年11月1日まで 私は、昭和20年11月10日にA社に入社して23年10月末日に退職 するまで継続して勤務していたはずであり、厚生年金保険被保険者の資 格喪失日が22年8月25日とされていることは納得できないので調査し てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 20 年 11 月から 23 年 10 月末日までA社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が 24 年 1 月 10 日から勤務した B事業所に係る勤務記録によれば、申立人が A社を 22 年 8 月 12 日に退職していることが確認できる。

また、申立人が一緒に当該事業所を退職したとする元同僚は既に亡くなっており、当時の状況を確認することができない上、申立人が氏名を記憶していた別の元同僚は、「私は昭和 23 年9月末で辞めたが、申立人は前年に辞めており、私が辞めた後は、申立人が一緒に退職したとする元同僚だけになった。」と供述している。

さらに、当該事業所の事業主は、「資料も無く、当時を知る従業員は死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入について確認できない。」と回答していることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月から36年3月まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。B(職種)であった知人から、A事業所における勤務の事実証明を書いてもらったので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B (職種)による事実証明及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から法人設立は昭和34年5月30日、法人閉鎖が平成3年9月25日であることが確認でき、申立期間の一部が法人とはなっておらず、法人閉鎖後に一部事業を承継した事業主は、「A事業所の設立当時は、少人数のため事業所では公的年金制度には加入せず、各個人が国民年金に加入していた。」と回答している上、元同僚は「当初は、厚生年金保険には加入しないと言われ、自分が国民年金に加入したのは、昭和36年4月からだった。」と供述している。

さらに、上記事業主は「資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

私は、平成 18 年 6 月の賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有しているA社の平成 18 年 6 月 30 日支給「06 年ナツ月分の給与・賞与明細書」から、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人は平成 18 年 6 月 1 日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に当該事業所の営業譲渡先である B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、賞与が支給された同年 6 月 30 日は A 社において厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

また、A社の当時の経理担当者及びB社の管理部門長は、「平成 18 年の夏の賞与については、支給日が同年6月 30 日になっているが、同年5月 31 日に清算手続を開始したA社からの支給であり、C厚生年金基金及びD健康保険組合からは、全喪事業所からの保険料徴収は無いとの回答を受けたため、保険料を控除した従業員全員分について、所得税等を清算した返金額を同年7月 25 日付けで振り込みしたはずである。」と回答しているところ、当該経理担当から提出された自身の「06 年5月分給与」、

「06 年ナツ賞与明細書」について同年7月25日に返金額が振り込まれたとする預金通帳には、標準賞与額に基づく保険料控除額と一致する金額の振り込みがあり、当該返金額であると確認できる。

さらに、申立人が保管していた預金通帳にも上記と同様に平成 18 年7

月 25 日付けでA社から標準賞与額に基づく保険料控除相当額が入金されており、当該保険料控除額が返金されたと考えるのが自然である。

加えて、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成18年6月30日は、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月30日から41年4月1日まで 私は、A社に昭和35年2月1日から41年3月31日まで継続して勤 務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録が昭和 35 年2月1日から同年9月 30 日までの期間となっており、同年9月 30 日から 41 年4月1日までの期間は厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

調査して、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「昭和35年9月30日から41年3月31日までA社に継続して勤務しており、その期間は厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立人の氏名は記憶にあるが、申立期間当時の人事記録や関係書類は既に廃棄しているため、申立人の在籍期間や厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の判明した元同僚7名に申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況について照会を行ったところ、そのうち3名から回答があり、2名は申立人について記憶していたが、具体的な証言は得られず、申立人の勤務実態及び勤務期間について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人は昭和 41 年1月以降に国民年金の加入手続を行っていることが推認され、申立期間と重複する 35 年 10 月1日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月1日から53年3月25日まで 私のA社に関する厚生年金保険の資格喪失日は、昭和52年6月1日 とされているが、53年3月に次の就職先であるB社に入社するまでは、 A社に継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者 期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 3 月まで A 社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、事業主は、「申立人のことは覚えているが、勤務期間等については記憶に無い。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和52年6月1日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から36年1月1日まで 私は、高校を卒業してすぐにA社に入社し、昭和35年12月末まで勤 務した。その期間の同社における厚生年金保険の加入記録が全く無いこ とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「高校卒業後、A社に入社し、昭和35年12月末まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立人に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出をしたか、厚生年金保険料を納付したかは、いずれも不明である。また、申立期間当時の人事記録は既に廃棄しており、申立人の勤務実態は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

また、申立人が姓のみを記憶していた元上司について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により調査したところ、申立期間において該当する姓の被保険者は判明したが、既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿により、昭和 34 年4月前後に被保険者資格を有する7名に照会し、回答を得た4名のうち1名は、「申立人のことは記憶しているが、勤務期間、厚生年金保険の適用状況等は不明である。」と供述しており、そのほかの3名は申立人について記憶しておらず、申立人の勤務期間等について確認することができない。

加えて、当該事業所の上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の

氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から10年9月29日まで 私がA社に勤務した期間のうち、平成7年7月1日から10年9月29 日までの標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、実際の報酬 月額と相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の閉鎖登記簿謄本及びオンライン記録により認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成10年9月29日)の後の11年1月7日付けで、申立期間の標準報酬月額については、59万円と記録されていたところ、 遡及して9万8,000円に引下げられていることが確認できる。

さらに、当時の経理担当者は、「社会保険料の滞納の件で、社会保険事務所(当時)から呼び出されたことがあった。」と供述しており、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納が発生していたことが認められる。

加えて、申立人は、「当社の事業主印は自分自身で管理しており、他人に貸与したことはない。」と証言しているところ、年金事務所では、「事業主印が押されていない届出書類は受理していない。」と回答していることを踏まえると、当該減額処理について、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締

役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。